

令和 2・3 年度

川崎市社会教育委員会議 研究報告書

学びの継続を支える社会教育

— コロナ禍を背景に —

令和 4（2022）年 3 月

川崎市社会教育委員会議

学びの継続を支える社会教育

《目 次》

はじめに	1
第Ⅰ章 オンラインによる社会教育のあり方の可能性とその課題	2
1 社会教育活動におけるオンライン化がなぜ進んでいるのか	2
(1) 社会教育活動におけるオンライン化のメリット	
(2) 社会教育活動のオンライン化における課題	
2 コロナ禍におけるオンライン等による社会教育の実践例	8
(1) コロナ禍における社会教育の実践例	
(2) 障がい者における課題とその克服	
(3) オンラインとスポーツ	
3 わたしたちが考えたこと	19
第Ⅱ章 「ジェンダー」「ハラスメント」を考える	21
1 市民アンケートから見る、川崎の「ジェンダー」「ハラスメント」	22
2 市民活動アンケートと行政の施策	24
(1) 市民活動団体アンケート	
(2) 行政の施策	
3 わたしたちが考えたこと	30
【資料】	34
第Ⅲ章 つながりを作り、コミュニティを広げる社会教育	43
1 祭りの伝承と創造　ー武蔵国の祭りー	44
(1) 北部「武蔵国大國魂神社とくらやみ祭」と「橘樹郡北部の講中と大太鼓（御先拂太鼓）」	
(2) 南部「大師河原総鎮守 若宮八幡宮 夏祭神輿のお山入り」	
(3) 産業の変化と文化の交流ー沖縄民俗芸能ー	
2 「ふれあい館」から見える地域に根ざす力	51
(1) 「ふれあい館」の複合機能と現在	
(2) 学校教育とふれあい館の関わり	
(3) 地域との関わりーふれあい館は地域の宝	
(4) 「人権条例」制定後のヘイトスピーチの現状と新しい動き	
3 わたしたちが考えたこと	57
おわりにー学びの継続を可能にするもの	59
資料① 市民館アンケート　／資料② 社会教育士アンケート	61
社会教育委員名簿　／　審議経過	64

はじめに

令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけて世界的に新型コロナウイルスのまん延があり、令和2(2020)年2月に始まる学校の一斉休校、同4月からは初めての緊急事態宣言と、これまで通りの営みが困難な環境が続いた。社会教育の領域においても、「人が集まる」ことが一時的に難しくなったこと、その実践の中心的な場である市民館や図書館の一時閉鎖があったことから、活動の中止や規模の縮小が余儀なくされた。しかしそれでもなお、人の学びに対する根源的な意欲は失われず、こうした状況下であっても「学びの継続」を維持しようとする動きも見受けられた。

こうした中で私たちは3つのグループにわかれて研究を進めた。一つ目のテーマは「オンラインと社会教育」である。ここではまさにこの緊急事態の最中であってどのような形で社会教育は可能であったのか、川崎以外の行政や民間団体の実践のヒアリングや検討を通して、その意義や狙いを洗い出した。二つ目のテーマは『ジェンダー』と『ハラスメント』についてである。市民、市民活動団体、川崎市男女共同参画センターへのアンケート及び行政に対するヒアリングの分析を中心に、ここ川崎市の男女共同参画の現況を調査検討すると同時に身近にある無意識のジェンダー問題を掘り下げた。三つ目のテーマは「つながりとコミュニティ」である。現在の行政区画を超えた広がりを持つ祭りの歴史の調査と川崎区にあるふれあい館のヒアリングから、ここ川崎におけるコミュニティを広げていく実践や課題を研究した。これらの研究テーマ設定については、各委員が従前から持つ関心や課題意識に沿って行ったが、コロナ禍を意識する／しないに関わらず、この時期にこれらのテーマのもつ課題が、より鮮明になったり促進されたりした点が大いにあったことは間違いない。そのため研究報告書の副題を「コロナ禍を背景に」として、その影響を少なからず反映したものとなっている。

またこれらの調査研究と並行して、①コロナ禍における市民館とそれに関わる職員、利用者の状況の記録、②令和2年度から制定された社会教育士について、という2つのオンラインアンケートも実施した。①についてはコロナ禍の期間を経るに従い、徐々に考え方や対応が変化していくことが見て取れた。②については新制度に対する期待とまだ十分に認知がされていない現状が同時に示されたのではないかな。

第Ⅰ章オンライン、第Ⅱ章ジェンダーとハラスメント、第Ⅲ章祭り／地域のそれぞれは、いかなる状態においても「学びの継続」を止めないという点で通底していると思う。また、コロナ禍は現時点においてまだ終息したとはいえない状況であり、本報告も未だ現在進行形のものである。

現在の川崎の社会教育をめぐる環境については、教育文化会館と宮前市民館の移設が現在進行形で検討されており、並行して「これからの市民館・図書館のあり方」として、目指す方向性と、管理運営の方針の中間とりまとめが行われている時期にあたる。

わたしたち社会教育委員会においては、特に市民館・図書館を中心とした社会教育施設のあり方と、川崎の歴史ある社会教育のこれからの担い手についてどうあるべきか、ここ数年関心を寄せているが、このことと現在起きていることは、偶然重なったというわけではないだろう。おそらくこの重なりこそが、これらが現在の社会教育の課題となっていることを示していると思われる。

第Ⅰ章 オンラインによる社会教育のあり方の可能性とその課題

コロナ禍は社会に大きな混乱を引き起こし、人々は生活スタイルの変更を余儀なくされている。世の中の変化によりできなくなったことも多い。一方で、ICT 技術の活用を中心とした、新しい取り組みも生まれてきている。わたしたちは、こうしたポジティブな側面に光を当て、社会教育がどのように新しく生まれ変わっていくかをまとめたいと考えた。

まずオンライン化が進んでいる背景について、それが取り組まれている背景にあるメリットの整理に加え、新たに認識された課題を洗い出した。

それと並行して、主に社会教育を実践している行政団体に加えて、オンラインでの活動を積極的に取り入れた社会教育的活動をしている民間団体へのヒアリングを中心に、活動の背景、現況、今後の展望を行った。また特にこれまで主としてリアルな関わりが主とされているスポーツの領域において社会教育の視点からオンラインが活用されている事例を整理した。

これらの考察を通して、オンラインなどの活用による、これからの社会教育の新しいあり方の可能性とその課題を提示したい。

1 社会教育活動におけるオンライン化がなぜ進んでいるのか

(1) 社会教育活動におけるオンライン化のメリット

社会教育活動においてオンライン化が発展してきたのは、相応のメリットがあるからと考えられる。以下に、社会全体におけるオンライン化の状況と共に、社会教育活動におけるメリットを述べる。

ア オンライン化の発展

ICT 技術の発展により、コミュニケーションの手段は対面に加え、オンライン(インターネット等の通信環境を利用して物理的に離れた場所にいる人同士が繋がること)が可能となった。

この 20 年間のインターネット等の情報通信技術の発展は目覚ましいものがあり、総務省の「令和 3 年版情報通信白書¹」によると、我が国では、平成 12(2000)年の IT 基本法制定以降、様々な国家戦略等を掲げてデジタル化に取り組み、光ファイバー等ブロードバンドの整備は大きく進展し、平成 22(2010)年以降からはスマートフォンが急速に普及し、インターネット利用が拡大している。

スマートフォンをはじめとする移動系通信の契約数は 1 億 9,512 万件(令和 2(2020)年度末)となり、日本の総人口数を大きく上回っている。また、インターネット利用率は 83.4%(令和 2(2020)年)となっており、令和 3(2021)年 1 月の調査では、1 日のインターネット利用時間がテレビ(リアルタイム)視聴時間を上回っている状況となっている。

オンライン化が進むことにより、住民票等の交付申請やネットショッピングなどがオン

¹ 総務省『令和 3 年版情報通信白書』

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/index.html>

ラインで可能となり、生活様式が大きく様変わりしている。

新型コロナウイルス感染症対策によりここ数年でこの変化は加速している中、オンライン化は私たちの生活上当たり前のものとなり、今後もますます広がっていくと考えられる。

イ オンライン化が社会教育に与えるメリット

オンライン化の発展は、社会教育活動へも大きな変化をもたらしており、様々なメリットを享受できている。

個人個人の受け取り方には差異があることが考えられるが、具体的なメリットとして、以下のことが挙げられる。

- (ア) 感染症対策・・・学びを止めない
- (イ) 物理的な距離の制限からの解放・・・どこでも学習できる
- (ウ) 時間の制約からの解放・・・いつでも学習できる

それぞれのメリットについて以下に述べる。

(ア) 感染症対策・・・学びを止めない

教育の場における主催者や参加者が物理的に近くにいない状態となり、感染することが無いため、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症が蔓延している状況であっても、社会教育活動を止めることなく継続することが可能となる。

(イ) 物理的な距離の制限からの解放・・・どこでも学習できる

実際に教育現場に人が集まらなくても活動できるため、全世界・全国各地の方々との社会教育活動が可能となり、どこからでも参加可能となる。また、高齢者や障害者にとっては、現場への移動が不要となることで、参加のハードルが下がることが考えられる。

(ウ) 時間の制約からの解放・・・いつでも学習できる

講義型の教育の場合は、リアルタイムで開催しなくても、動画配信やe-ラーニングによりいつでも好きなタイミングで学習できる。講師側においても、一度作成したコンテンツをアーカイブすることで、いつでも再利用可能となる。

また、リアルタイムで行われるオンライン教育の場合は、距離のメリット同様、実際の教育現場に集まらなくても活動できるため、現場への移動時間が不要となり、時間の有効活用が可能となる。

上述のメリットは、社会教育以外の場でも一般的に言われるオンライン化のメリットと同じであり、オンライン化を実現する ICT 技術の進化と共に、社会教育活動(参加者・講師・運営手段・コンテンツ等)の多様性も加速している。

(2) 社会教育活動のオンライン化における課題

(1)で述べたように、オンライン化にはいくつかのメリットがある一方で、誰もが活動を

起こす・参加することができる社会教育を実現するためには、オンライン化していくうえでの課題も多い。令和3(2021)年9月に設置されたデジタル庁が公開している「デジタル社会の実現に向けた理念・原則²⁾」ではまず一番初めに「誰一人取り残されない」という言葉が掲げられている。元来「誰でも参加できる」とされている社会教育が、デジタル化するうえでもこの「誰一人取り残されない」という理念・原則のもと、オンライン化における課題に対処していく必要がある。本項では、下記のようなオンライン化の課題について紹介する。

- | | |
|---|------------------------------|
| ア | リテラシーの課題 |
| イ | さまざまな理由でオンライン活動参加が困難な利用者への対応 |
| ウ | 社会教育活動の主催における課題 |
| エ | 制度・システムの課題 |
| オ | オンライン化が困難な活動 |
| カ | コミュニケーションの課題 |

ア リテラシーの課題

感染症の拡大により対面での活動やコミュニケーションの自粛が求められた結果、多くの人がインターネットやオンラインツールに触れる機会が増えた。機材やオンラインツールを使いこなすことはもちろんのこと、適切なメディアから偽情報等を避けて適切に情報を得たり、セキュリティ等のトラブルを避けるためには「リテラシー」が重要になってくる。

平成25(2013)年にユネスコが公開した報告書³⁾では、情報リテラシーとメディア・リテラシーについてまとめられている。⁴⁾

<情報リテラシー>

- ・情報の必要性を明確化・区分化する。
- ・情報の場所を特定し、アクセスする。
- ・情報を批判的に評価する。
- ・情報を組織する。
- ・情報を倫理的に利用する。
- ・情報を交流する。
- ・情報の過去のために ICT を利用する。

<メディア・リテラシー>

- ・民主主義社会におけるメディアの役割と機能を理解する。
- ・メディアがその機能を十分に発揮しうる条件を理解する。

²⁾ <https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>

³⁾ <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000225606>

⁴⁾ 坂本 旬「コロナ禍とメディア情報リテラシー」『メディア情報リテラシー研究』第2巻第1号, pp.3-14, 2020 年

- ・メディア機能の観点からメディア・コンテンツを批判的に評価する。
- ・自己表現、異文化間対話、民主主義的参加のためにメディアに取り組む。
- ・ユーザー・コンテンツを創造するのに必要なスキル（ICTを含む）を身に付けて用いる。

社会教育活動をオンライン化していく際には、対面やリアルな場での情報交換が難しいなかでは、誰にどのように必要な情報を届けるかということが非常に重要になる。施設のWEBサイトに掲載したからといって、必ずしもユーザーが常にWEBサイトを確認しているとは限らない。また、SNS等を更新したとしても、それらを見る事ができるユーザーは限られている可能性もあるだろう。利用者側だけでなく、施設管理者や活動の主催者側も、こうしたリテラシーのもと適切なメディアから情報を提供したり、情報を受け取ったりする必要がある。また、特にこのコロナ禍などの緊急期において問題になったのが偽情報やフェイク・ニュースといった悪意ある情報の拡散であった。こうした情報を適切に自ら判断することも、メディア情報リテラシーが重要といえる点である。

さらに、「令和3年版情報通信白書」（総務省）⁵⁾では「コロナ禍におけるデジタル活用で浮上した課題」として「セキュリティリスクへの対応」があげられている。活動に関わる人々の個人情報をデータとして管理するのは今や当たり前のこととなっているが、それが不特定多数が閲覧できるような状態で管理はされていないか、インターネット上に流出する危険性はないか等、ICTの専門家でなくともセキュリティへの配慮も当然のように求められている。インターネットやオンラインツールを安全に利用するための理解も重要だが、こうしたリテラシー教育は、機会がなければなかなか得ることが難しいものもあり、全世代に対して適用される教育的な課題である。

イ さまざまな理由でオンライン活動参加が困難な利用者への対応

オンライン化によって地域や時間に縛られず、身体に障がいのある人や妊婦、高齢者など移動の制限がある人が公民館等に足を運ばなくても活動に参加できるようになった一方で、視覚障がいや聴覚障がいのある人や、経済的な問題等でオンライン活動の参加のための設備を得ることができない人の参加機会の確保が難しくなっている。

「視覚障害学生のオンライン授業を支援する会」⁶⁾によると、オンライン活動に参加するためには、パソコンやスマートフォン、タブレット等デバイスを使うことになるが、さらに視覚障がいのある人はこれらデバイスやツールの音声や拡大等のアクセシビリティ機能を使いこなすICTスキルが必要となる。普段から使い慣れている人であればオンライン活動への参加のハードルも低いですが、慣れていない人が自力でこれらを使いこなすことは難しく、サポートが必要となる。また、デバイスやツールの課題だけでなく、オンライン配信において視覚に依存しすぎた説明（「ここに示したように」「この図をみてください」といった説明や、図・写真のみの説明等）が理解の障がいとなることなども指摘されている。

⁵⁾ <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/pdf/index.html>

⁶⁾ https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/theme/2021/_icsFiles/afieldfile/2021/10/07/koen2.pdf

聴覚障がいのある人を対象とする一般社団法人ダイアログ・ジャパン・ソサエティによる調査⁷⁾によると、オンライン化によるメリットがあったという回答が7割近くあった一方で、「オンラインでのコミュニケーションへの不便・不安を感じる」という回答も7割以上にのぼっている。不便・不安を感じる点としては、カメラを使わず音声のみだったり、マスクをしていて「誰が何を話しているのかがわからない」「情報保障がない」などで、聴覚障がいのある人は音声だけではなく表情や身振りも含めてコミュニケーションを行っていることに留意する必要があることがわかる。

こうした課題の解決のためには、オンライン配信に字幕をつけるツールの導入や動画のアーカイブ整備、障がいのある人のコミュニケーション方法の理解など、活動の運営者側の準備も重要となってくる。しかし、学校教育やテレワークにおける視覚障がい・聴覚障がいのある人向けの取組み事例はいくつか見られるものの、社会教育現場での課題や事例をまとめているものは少なく、知見の蓄積と共有が求められる。一例として本章の2では、実際に視覚障がいのある人とのオンラインワークショップの事例(P.15)を紹介している。

また、オンライン活動への参加に課題を抱えているのは上記のような障がいのある人だけではない。パソコン等のデバイスや、インターネット回線と、オンライン活動に参加するには様々な設備を手に入れたうえで使いこなす必要があり、①であげたような情報リテラシーが十分でなく設備やツールを使えない人だけでなく、経済的困窮を抱える人にとっても「活動のオンライン化」そのものが負担となっている可能性がある。

文部科学省の令和3(2021)年度「全国学力・学習状況調査」⁸⁾によると、令和2(2020)年4月以降の臨時休校中、家庭でのICT学習に際して支障となったこととして、全国の公立小学校では、「家庭の端末(PC等)の不足」が48.0%、「家庭の周辺機器(カメラ等)の不足」が52.0%、「家庭の通信環境(無線LAN等)の不足」が41.5%となっている。⁹⁾こうした状況を踏まえ、学生や子育て世帯向けにオンライン学習用のパソコンやタブレット等の購入費や通信量を補助する制度を打ち出す自治体もある。一方で、社会教育・生涯学習の観点で個人や家庭を支援するものはみられない。

一口に「オンライン利用が困難な学習者」といっても、その理由はさまざまである。障がいやリテラシーに対応したサポートの必要性や、設備を持たない人の利用機会を奪うことのない環境の整備など、社会教育活動をオンライン化していくうえでこうした配慮や対応は今後も大きな課題となっていくと考えられる。

ウ 社会教育活動の主催における課題

上記のような参加者側が抱える課題がある一方で、主催する側の課題も存在する。オンラインの活動を主催するためには、当然主催者側に配信を行う設備や環境が必要となるし、参加者以上に機材やツールに関する知識・理解が必要となる。

主催者や施設管理者がオンラインに対応できないことで、学びの機会が失われたり、活動が継続できないようなことになってしまう。日本視覚障害者団体連合の弱視問題対策部

⁷⁾ <https://djs.dialogue.or.jp/news/20210202news/>

⁸⁾ <https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html>

⁹⁾ <https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2021/10/it-18.php>

会による報告書¹⁰⁾によると、「新型コロナウイルスの影響で困ったこと」として「視覚障害者が集まる研修会を自治体の施設で開催しようと思い、施設の窓口に相談したら断られてしまった。視覚障害者が集まると3密に繋がるというのが理由だった。他の地区でも断られたケースがある」や、「視覚障害者向けのコロナに関する研修会を開こうと思い、自治体の障害福祉担当に講師として来てもらおうと相談したら、あまり良い返事がなかった。結果的に来てもらうことにはなったが、コロナ禍での安全対策を学ぶ内容なので、自治体が協力的でなかったことは残念だ」といったイベント開催における事例が紹介されている。人が集まる活動は自粛を求められていたなかではあっても、市民の活動や学びの機会を担保していくうえで、代替案としてオンラインでの開催を促進・サポートするような仕組みがないというのは大きな課題である。

エ 制度・システムの課題

感染防止のために対面での活動の自粛が求められる一方で、法律や条例に基づいて行われる活動のなかには規定上完全なオンライン化が難しいものも存在する。

例えば、川崎市社会教育委員会では、市の情報公開制度に基づき、委員や職員以外の傍聴人の参加が認められている。令和2(2020)年～3(2021)年度にかけて開催された社会教育委員会では新型コロナウイルスの感染防止のため委員のオンライン参加が特例で認められたものの、傍聴人の参加機会担保のために対面形式も継続する必要があったため、緊急事態宣言下でもオンラインと対面併用での開催をしていた。

こうした、公的な制度やシステムによって定められた場のオンライン化には一部ハードルがあることが多く、社会的にオンライン化が主流になりつつある今後は、より柔軟な対応を求められていくと考えられる。

オ オンライン化が困難な活動

社会教育活動のなかには、オンライン化が難しいものも多く、合唱や吹奏楽などの音楽や演劇などの文化活動もそのうちのひとつである。感染拡大に伴い活動が制限されるなかで、劇団ノーミーツ¹¹⁾のような、完全オンラインで行われる演劇や民間企業によるオンライン合奏サービスといったコロナ禍に対応した活動やサービスも出てきてはいるものの、こうした活動には高いITリテラシーが必要とされるため、気軽な市民活動として楽しむためにはやはりみんなで集まることが必要となる。コロナ禍においては、こうした活動に人が集まらなかったり、活動場所が提供されなくなるなどで活動ができなくなるといった問題が多発した。

また、スポーツもオンライン化のハードルが高い活動のひとつであろう。個人で行えるランニングなどの人気が高まった一方で、同じ場所に集まる団体競技等はそのほかの文化活動と同様に活動に制限がかかることとなった。これまでスポーツを楽しんできた人の楽しみが失われるだけでなく、身体を動かす機会がなくなることで健康面の不安も増加する。「令和3年版厚生労働白書」(厚生労働省)¹²⁾によると、外出自粛等の影響で自宅にいる時

¹⁰⁾ <http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/201201-jimu-1/>

¹¹⁾ <https://no.meets.ltd/>

¹²⁾ <https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/20/index.html>

間が長くなり、子どもや高齢者が身体を動かす時間が減少していることが指摘されている。

生活への感染症の影響が続く中では、対面でなくとも心置きなくスポーツを楽しむ方法をよりひろく浸透させていくことも課題となるだろう。本章の2-(3)では、オンライン技術の発達によって増えているオンラインで楽しむスポーツの事例等を紹介している。

カ コミュニケーションの課題

最後に、社会教育活動をオンライン化していくうえでも重要な課題に触れたい。活動のオンライン化は、ここまで述べてきたように参加者・主催者のリテラシーや環境・設備、障がいの有無、活動の仕方等によって導入の課題があるが、同じくオンライン化を忌避する理由として「オンラインコミュニケーションへの不安や不満」もあげられる。

オンラインコミュニケーションが対面のコミュニケーションと比較してどのような特徴や課題があるかについては学術的なエビデンスが見つけられていないが、緊急事態宣言といった強い外出制限要請が解けるたびに反動のように人流が増加している様子を見るに、オンラインは対面コミュニケーションの完全な代替とはならないと感じる人が多いのだろうと考えられる。本社会教育委員会も、オンラインと対面を併用しながら会議を実施してきたが、「オンラインでは温かみがない」などコミュニケーションの課題として捉える意見が出ていた。

こうしたオンラインコミュニケーションを忌避する意見は、一方では感覚的・感情的な意見ではあるものの、「人に会いたい・触れ合いたい」という感情そのものや、様々な活動において同じ空間で体験を共有すること、スキンシップをとり人の「温もり」を感じることが人の感覚や感情、経験に与える影響をまったく無視して良いということでもないはずである。今後も感染症と「共生」をしていく必要があるなかで、事務的に設備を整えて対面の機会を減らしていくことは可能ではあるが、こうした人々の感情や体験とどう向き合うべきかも課題と言えるだろう。

2 コロナ禍におけるオンライン等による社会教育の実践例

ここまでメリットと課題について見てきたが、実際にオンライン等を活用してコロナ禍においても社会教育を継続している実践例がある。(1)、(2)では主催した当事者にお話を伺った内容をまとめ、(3)ではスポーツ活動とオンラインとの関係性を考察した。

(1) コロナ禍における社会教育の実践例

【自治体調査の目的と方法】

本項では、コロナ禍におけるオンラインを用いた社会教育の取り組みのうち、自治体の実施した事例を調査する。事例の選定にあたっては、『社会教育』『月刊社会教育』『月刊公民館』の雑誌に掲載された新型コロナウイルス感染症に関連した特集に掲載された記事を参考にした。記事の内容をもとに、主に①オンラインを使用した目的が明確であるか、②コロナ禍を経た社会教育の展望として示唆的であるかという観点から、全国から3つの事例を選定した。

次のとおり、文献調査とともに、取り組みを進めてきた方への聞き取り調査を実施した。

聞き取り調査は、オンライン会議システム Zoom を用いた遠隔方式により実施した。

聞き取り調査の実施概要

ア 荒川区社会教育指導員・中泉理奈さん

- ・調査日時：令和 3 (2021) 年 9 月 15 日 (水) 10:00-12:00
- ・参考文献：中泉理奈「社会教育主事 1 年目実践レポートーコロナ禍での学びを止めない事業づくりー」『社会教育』2020 年 12 月号、pp. 18-24

イ 高崎市中央公民館教育係長・齋藤崇夫さん

- ・調査日時：令和 3 (2021) 年 9 月 15 日 (水) 15:00-17:00
- ・参考文献：齋藤崇夫「『おうちで公民館』の動画作成について」『月刊公民館』2020 年 10 月号、pp. 18-19

ウ 鎌倉市参与・猿渡智衛さん

- ・調査日時：令和 3 (2021) 年 9 月 29 日 (水) 10:00-12:00
- ・参考文献：猿渡智衛「With コロナ時代におけるオンラインでの子どもの社会教育事業の展開ー鎌倉市放課後かまくらっ子の試みー」『社会教育』2021 年 1 月号、pp. 6-13

ア 荒川区生涯学習課「荒川コミュニティカレッジ」

第一に、「学びを止めない」という目的のもと、社会教育事業にオンラインを取り入れた事例を取り上げる。ここでは、社会教育事業にオンラインを取り入れるそもそもの目的について確認していきたい。

東京都荒川区では、「学びによる生涯活躍のまち あらかわ」を基本理念とした生涯学習推進計画（H30～R9）を策定している。同計画の重点プロジェクトの一つに「学びがひろがる場や機能の充実」があり、生涯学習センターなどの施設を運営しているところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 (2020) 年 4 月から約 2 か月間、臨時休館の措置が講じられた。

施設が休館となる中、荒川区生涯学習課ではコロナ禍での事業づくりのコンセプトとして「学びを止めない」という意思が職員間で共有され、そのもとでオンラインを用いた事業が展開された。

「荒川コミュニティカレッジ」では、30 代から 70 代までの参加者を中心に、地域活動の担い手となるうえでの学習が積み重ねられていた。

区内各施設で臨時休館措置が取られ、職員の出勤が交代制となり、職員間のコミュニケーション機会が少なくなった中、オンラインでの取り組みが早期に始められた背景には「学びを止めない」という職員の強い意思があった。荒川コミュニティカレッジでは各学習団体の代表者に連絡を取って、状況について電話でヒアリングを行っていたという。そうしたところ、学習団体が休館中にも互いを気にかけて声を掛け合い、つながりを維持しようしていることがわかった。これを受け、職員としても何かできることがないかを考えた結果、メンバーの孤立を防ぐため、まずは Zoom での取り組みを始めた。その後、YouTube で

の講座の配信を行うなど、事業のオンライン化を進めた。

収録・配信形式で事業を行う場合にも、オンラインにおけるローカルを確保するため、区民の思いや声の聞き取りや反映を心がけたという。具体的には、事前に参加者から質問を出してもらい、動画の中で講師がそれに応えるなどの工夫が挙げられる。このような手順を踏むことにより、時間差があっても双方向性を確保することができた。

この事例のポイント

- ① コロナ禍にあっても、「学びを止めない」という目的を貫き、そのための一つ的手段としてオンラインが位置づけられている。オンラインを用いる目的は、あくまでも市民の自由で主体的な学びに対する条件整備や環境醸成を図ることにある。
- ② オンラインを用いる目的が明確化できていた経緯として、臨時休館中、利用者のことを気にかけて、実際の状況を丹念にヒアリングしていた関わりが注目される。ヒアリングから得た情報と考えられる対応を職員間で共有していた点も重要である。
- ③ 学習者が置かれた状況に寄り添う姿勢が、オンラインによる接近法や解決法を見出したと捉えられる。遠隔であっても学習者の状況に寄り添うことが重要であり、その状況を起点にして事業の展開や構想をしていくという基本を示している。

Ⅱ 高崎市中央公民館「おうちで公民館」

第二に、公民館が実施した YouTube での講座配信の事例を取り上げる。ここでは、オンラインで実施された公民館事業の目的と展望について掘り下げたい。

群馬県高崎市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府からの 1 回目の緊急事態宣言の発出を受けて、令和 2 (2020) 年 4 月 18 日からおよそ 1 か月間、中央公民館と 44 館の中規模館と地区公民館がすべて臨時休館の措置を講じた。この臨時休館中に中央公民館が取り組んだ事業が、本項で取り上げる「おうちで公民館」である。

中央公民館の取り組みとして、講座の動画を作成して、「おうちで公民館」というタイトルを掲げて YouTube で配信した。内容としては、「笑いヨガで脳活性化体操」「かんたん工作！空気砲をつくってみよう」「子どもの体力&運動能力向上トレーニング」など、思わず再生してみたいくなるコンテンツである。長い動画は、前・後編に分けるなどして、10～15 分程度ずつのコンテンツが作成された。

これらのコンテンツには、以前から高崎市の公民館で多数の講座の講師を担っていた計 4 名の方々が登場する。地域の方々にも馴染みのある講師たちにより、視聴者も一緒に手や体を動かせるような構成で講座が進んでいく。

「おうちで公民館」の撮影は、令和 2 (2020) 年 5 月 12 日から 29 日までの間に計 5 回実施されたという。緊急事態宣言に伴う長期臨時休館が始まって 1 か月経たないうちに、新たな試みが始動したといえる。撮影機材は公民館以外の部署から借用して間に合わせ、作品編集は職員が行った。講座の案内については、各地区公民館で作成している「公民館だより」に公開情報と URL の二次元バーコードが掲載された。

このような取り組みが企画された背景として、高崎市の公民館には、以前から職員同士

の自主的な学習会が組織されていた点が注目される。臨時休館という事態を受けて、職員たちがすぐにできることを話し合っただけで検討した結果が、YouTube での講座配信であった。

その際、YouTube を通した公民館講座の配信は、コンテンツを再生して学んでもらうこと自体を最終的な目的としていない点が注目される。むしろ、コンテンツの視聴を通して、「臨時休館中も住民と公民館のつながりを断ちたくない」、さらに「臨時休館の前と後をつなぎたい」という職員の思いがあったとのことである。施設利用が再開した際には、「また公民館に行きたい」と市民や利用者に思ってもらえるように、これまで公民館で実施していた講座を基に動画を作成して配信した。そのうえで、開館後には実際の公民館で対面の講座を企画することにより、長期臨時休館後の円滑な利用再開につなげたい意図もあったという。また、本稿では詳しく取り上げられなかったが、Zoom を用いた同時双方向での講座、地区公民館相互や公民館と学校をオンラインでつないだ事業、地区公民館による地域のアーカイブ作成など、施設利用再開後は、オンラインを用いた公民館事業がまた別の形へと進化を遂げている点も見逃せない。

この事例のポイント

- ① 臨時休館中に YouTube で公民館講座を速やかに配信した。コロナ禍以前の公民館で馴染みのあった方を講師に起用し、再び来館が可能になる先を見越し、市民が円滑に公民館利用を再開できるよう企画した。公民館の臨時休館の前・後をつなぐ目的でオンラインが取り入れられたといえる。
- ② コンテンツの中身自体も面白いが、「何のために公民館がオンラインを取り入れるのか」という目的の軸がぶれず、「おうちで公民館」はあくまでも臨時休館中の緊急措置的な取り組みとして実施されたといえる。そのため、公民館の施設利用再開後には、「おうちで公民館」を拡充する方向に進まなかった点が注目される。

ウ 鎌倉市「放課後かまくらっ子」

第三に、放課後の子どもたちへの取り組みにオンラインを導入した事例について取り上げる。ここでは、放課後の子どもの社会教育において、オンラインを取り入れていく可能性と課題を探ってみたい。

令和 2 (2020) 年 2 月末から行われた学校の全国一斉休業は、子どもたちの放課後の過ごし方に多大な影響を与えた。政府や知事からはステイホームの要請やテレワークの推進が叫ばれ、保護者の働き方にも変化が生じた。学校自体も休業措置となり、多くの子どもたちが自宅で長い時間を過ごすことになった。放課後に子どもたちが安心して遊んだり体験したりできる場所が失われた。

こうしたなか、神奈川県鎌倉市では、オンラインを活用した放課後事業が展開された。鎌倉市では、放課後子ども教室（放課後子どもひろば「アフタースクール」）と学童保育（子どもの家）を「放課後子ども総合プラン」として一体的に推進してきた。16 校の市立小学校ごとに「放課後かまくらっ子」の活動を展開している。16 か所のうち 4 か所を市の直営とし、残り 12 か所を 3 事業者が指定管理者となって運営している。放課後子ども教室と学

童保育を一体的に運営してきた経緯から、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う初回の緊急事態宣言時は、厚生労働省から学童保育を継続する方針、文部科学省から放課後子ども教室を停止する方針が示されたため、事業実施にあたって難しい判断を迫られた。

鎌倉市の放課後事業として、コロナ禍当初は、自宅にいる子どもたちを対象としたオンラインでのつながりを構想した。しかし、インターネット回線、パソコンやタブレットの端末など、自宅におけるオンライン環境には差がある。そのため、個々人にコンテンツを届ける方法だけでなく、実際に施設へ来館した子どもたちに対してプログラムを充実させていく方向も重要であると考えたという。実際には、令和2(2020)年4月からオンラインに必要な機材などの準備を進め、同6月にはプロジェクトチームが組織された。その後、同7月より、オンラインを用いた体験活動を本格的に実施した。

かまくらっ子の理念は、コロナ禍以前から、「出会う、つながる、ふるさとで自ら育つ」であった。感染対策として他者との接触を減らすよう求められるなかでも、子どもたちに地域を感じてもらうことが基本理念として確認された。オンラインでのプロジェクトは主に次の2項目で構成された。一つ目は、Facebookを用いた動画配信である。日ごろ交流しているスタッフと子どもたちをつなぐため、来所できない子どもも自宅で視聴できるコンテンツを提供した。二つ目は、Zoomを用いた体験の機会の保障である。新型コロナウイルスへの感染対策の一環として、地域を越えた移動を自粛したり、普段生活を共にしない外部の方との接触を減らしたりすることが政府等から要請されていた。そのため、大学生を含む外部講師の方が放課後事業に参加するにあたって、直接対面することのリスクが懸念される状況であった。そこで、来所できる児童を対象に、Zoomで会場と講師をつなぐ形で体験活動を実現させた。画面越しではあるが、以前からの馴染みの講師も登場し、子どもたちとの関係を維持することができたという。

この事例のポイント

- ① オンラインといっても、Facebook 上での動画配信、Zoom での外部講師と実会場の接続のように、それぞれの目的と対象に応じたツールを組み合わせ、来所できる子どもとできない子どもを包括する事業を構成した。
- ② 社会教育の条件整備として、いつでもどこでも誰でも学べる状態を体現していく際、学習者一人ひとりの置かれた環境はオンラインの回線や端末、個々人の感染リスクや対策を含めて多様な状況にある。オンラインを単一のツールで構成せず、目的と対象を踏まえて、各種ツールを複合的に用いていく有効性が示唆される。
- ③ あくまでも日ごろ交流しているスタッフや馴染みの講師と子どもたちをつなぐことを目指し、オンラインといっても地域に根差した活動が組み立てられている。

(2) 障がい者における課題とその克服

これまで見てきたように、オンラインによる講座、ワークショップ等の提供が促進されることのメリットは多くあるが、障がいのある方にとっては特有の事情が重なり、それが参加をかえって難しくすることもあるのではないかと仮説を持った。具体的な課題はど

のようなもので、それをどのように乗り越えようとしているのかを、川崎市視覚障害者情報文化センター、民間で障がい者向けワークショップを行っている一般社団法人 PLAYERS に対するヒアリングを通して探った。

ア 川崎市視覚障害者情報文化センターにおけるオンラインヨガ講座

(ア) 川崎市視覚障害者情報文化センターの概要

川崎市視覚障害者情報文化センターは点字図書館事業と自立訓練事業を併せ持つ施設で社会福祉法人日本点字図書館が指定管理者として運営をしている。利用者は、緑内障、網膜色素変性症、白内障などの眼疾患により途中で視覚を失った方が多く、60 歳以上が 7 割、70 歳以上が 6 割と高齢者率が高い。

人生の途上で視覚に障がいが生じると、喪失感が大きく、中にはひどい絶望感を持つ人がいる。この施設は、そのような方がもう一度自立した生活をおくる事ができるよう支援することを目的としている。全国には 80 くらいの同種の施設があるが、川崎の施設は恵まれており、歩行訓練士などの人件費があらかじめ指定管理料に含まれているため常勤スタッフがおり、そのため、歩行指導、パソコンの指導などを自宅へ伺っての対応などが可能となっている。

(イ) オンラインヨガ講座について

オンライン講座は唯一、このヨガ講座だけであるが、リアルとオンラインの同時開催を令和 2 (2020) 年 6 月から行っている。オンラインの開始のきっかけはやはりコロナ禍であるとのことで、リアルだけで開催していたときの参加者は 20 名／回程度だったが、現在はスペースにゆとりを持って行っている。令和 3 (2021) 年 6 月 19 日に訪問した時には、リアルの定員を 8 名としそれ以外はオンラインで参加してもらう仕組みとしていた。会場に 2 名、ガイドヘルパー 2 名の参加があり、オンラインでは、地域別に川崎区から 1 名、高津区から 2 名の都合 3 名の方が参加されていた。

視覚障がい者にとって運動できる機会は貴重なもので、コロナ禍の中にあってこれを止めない工夫がオンラインで継続することだった。リアルで開催することとの運営方法の違いとしては、オンライン参加者には、事前にご自宅に伺ってカメラの位置を決めたり、通信接続テストなどを行っていることのほか、講師以外にオンライン用の補助者を設けていて（マイク 2 台）、オンライン参加者が指導通りのポーズを取れていないときなどは「もう少し手を上げる」など補助的に指導をするという工夫をしているとのことだった。

(ウ) 講座を見学した所見

ヨガの講師の指導通りのポーズがスムーズにできていた。また講師からは、「声がする方に体を向けてください」「声がする方に手をついてください」のような視覚障がいの方に向けての声掛けがしっかりとされていたことが印象に残った。

改めて考えると、リアルであっても視覚障がい者は普段音声だけでさまざまな判断しているのであり、講師・運営側も「音声による十分な情報提供・声掛け」に慣れているため、オンラインによる講座運営の問題はほぼないと言ってよいと思われた。

ただし本施設はオンライン環境を受講者の自宅に設置するための人的リソースに比較

的恵まれており、講座の準備としてどこにカメラを置けば全身・全体が映るかなどの事前調整がしっかりなされていた点が大きなポイントだと思う。逆に言えばこのような準備なくしては講座のスムーズな運営は難しいともいえる。

(エ) 設定準備以外でのオンラインでの課題

- ・ヨガのポーズは経験するにつれて、より複雑で難易度の高いポーズに取り組みたいが、オンラインの参加者は介助者がそばにいないわけではないので安全を優先すると簡易なものにならざるを得ない。講座もコロナ禍前はベーシックコース→パワーアップコースとしていたが、今はベーシックコースのみ。難易度を求める方は参加しなくなってしまった。
- ・オンライン会議システム Zoom を活用している。便利なツールだが、やはりまだ使いこなせない方がいる。

この事例のポイント

- ① 視覚障がい者において、そもそも音声に頼ったコミュニケーションをしているため講座のオンライン化には大きな支障はなかった。
- ② ただし、双方向のコミュニケーションをとるためにはカメラ設置位置の調整など講座準備とそれに対応するスタッフが必要となる。
- ③ 複雑なやりとりは現状では難しい点もあるため、利用者側の機器操作の習熟や講座運営者の工夫は今後の課題。

イ 一般社団法人 PLAYERS へのヒアリング

(ア) PLAYERS の概要

一般社団法人 PLAYERS はヒアリング時点で4期目、メンバーは全て他に本業を持ち、いわゆるプロボノ¹³として活動を展開している団体で、「視覚障害者と晴眼者と一緒にエンタメコンテンツを考えるなどのワークショップを実施し、ダイバーシティを理解したイノベーションに繋げる」、「視覚障害者・聴覚障害者をお招きし、『光のない世界』『音のない世界』を疑似体験いただいた上で、多様な個性・価値観が共生する超福祉な日常を実現するアイデアを共創する」、などの Diversity Workshop などを主に開催している。

(イ) コロナ禍におけるオンライン講座による気づき

リーダーのタキザワさんの経験では、コロナ禍を受けてオンラインによる講座を開催するようになったことで、「音声だけのやり取りにすれば、実は視覚障がい者とはわからない」「例えば Zoom で音声を消す（ミュートする）と、聴覚障がい者の疑似経験ができる」ことなどに改めて気づいたという。

またマスクを常用する世の中では、顔の表情が読み取れないことは聴覚障がい者にとっ

¹³ プロボノ(Pro bono)とは、各分野の専門家が、職業上持っている知識やスキルを無償提供して社会貢献するボランティア活動全般。または、それに参加する専門家自身のこと。

て大きな問題であり、オンラインではマスクを外した状態でコミュニケーションできることは大きなメリットであるという。コロナで外出規制があり街から音が消えたことが視覚障がい者の情報収集に影響を与えたというニュースを見たことがあるが、五感のいずれかに障がいがある方はそれ以外の感覚を鋭敏にすることでそれを補っているところ、コロナ禍は様々な点でそうした情報をリアルな生活の場から奪うこととなった。オンラインではその点でも障がい者の方にとってメリットがあるといえる。

また健常者の方にとっては、オンラインでのコミュニケーションの方が気軽に話せるなどの効果もあるという。またその結果として、多くの障がい者とのコミュニケーションの機会が創出されやすくなっている。コミュニケーションの機会が特定の個人に限られる場合は、その方の個性を一般化して考えてしまう傾向が出やすいが、多くの機会を設けやすいオンラインはこうした特定のバイアスを薄める点でもメリットがあるといえそうだ。

障がい者の側では、やはり画面上のテキストを読んだだけでは理解がしづらいこともあるため、想像力を養う場所が必要といった、オンラインによる課題の指摘もあるとのこと。ただ一度に多くの方の参加がしやすいオンラインワークショップでは、まず参加し、多様な会話を重ねることで自分に気づきが生まれやすく、他の障がい者がどう考えているのかを知ることにもつながる、というポジティブな意見を持っている人が多いようだ。

(ウ) 今後の展望

リーダーのタキザワさんの今後の展望を以下に整理する。

「カメラオフだと相手の状況がわからない」「ネット接続の環境によってはワークショップが途切れる」といった制約や課題はあるものの、現在はやはり健常者に合わせて社会ができていの中で、オンラインになったことで健常者側が障がいのある方に近づいている感じがするとのことだった。

こうした体験を通して、障がい者と健常者の関係性をアップデートできるのではないかとポジティブな期待を持っている。リアルの時の経験では、その見目でコミュニケーションのスタート時点にバイアスがかかることがあったが、オンラインはフラットになれる。健常者も障がい者にとっても「初めてどのような形で会うか」によってその後の関係の構築に影響を与えてくるのが事実で、オンラインワークショップでは、最初の「いい出会いかた」のデザインがしやすいとその可能性を感じている。

健常者にとっての気づきだけでなく、障がいのある方にも相互探索をできるように楽しいようなワークショップを実施していきたい。たとえば発話できない人はチャットだけでコミュニケーションすることになるが、チャットは書くからタイムラグが生じるが、このことが「考える」ことにつながり、より深い会話が形成できるのではないかと考える。

こうしたオンラインならではのメソッドをもっともっと開発したい。アフターコロナはオンラインとリアルハイブリッド（組み合わせ）になるはずとの確信があり、そのときにオンラインの知見が生きるだろうと考えているからだという。

ツールが進化し、オンライン会議システム「Zoom」、音声認識し、文字化・翻訳もしてくれる「UD トーク」、オンライン上のホワイトボード機能のある「miro」、「Google スライド」、またグラフィックレコーディングなどが比較的簡単、低価格で利用できるようになっている。これらのツールを活用することはもちろん、こうしたワークショップを運

営するファシリテーターの育成、また特に子どもたち向けへの教育への活用を今後実践していきたい。問いを考える、もやもやすることが大事だと考えている。

この事例のポイント

- ① 視覚障がい者・聴覚障がい者の置かれている状況は、オンラインにおける健常者のカメラオフ、音声ミュートに類似していて、視聴覚障がい者とのオンラインを通してのワークショップ設計に良い影響を与えた。オンラインワークショップは障がい者と健常者の関係性をアップデートできる可能性を感じている。
- ② 廉価で活用できるツールも出ているので、アフターコロナを見据えて、リアルとオンラインのハイブリッドワークショップの知見のため、ファシリテーターの養成を進めていきたいとのことだった。

(3) オンラインとスポーツ

ア 社会教育におけるスポーツとは

スポーツとは、楽しみを求めたり、勝敗を競ったりする目的で行われる身体運動の総称で、陸上競技・水上競技・球技・格闘技などの競技スポーツのほか、レクリエーションとして行われるものも含むと定義される。

社会教育で扱うスポーツである社会体育とは、スポーツ活動のうち「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう」（社会教育法第2条）とされている。

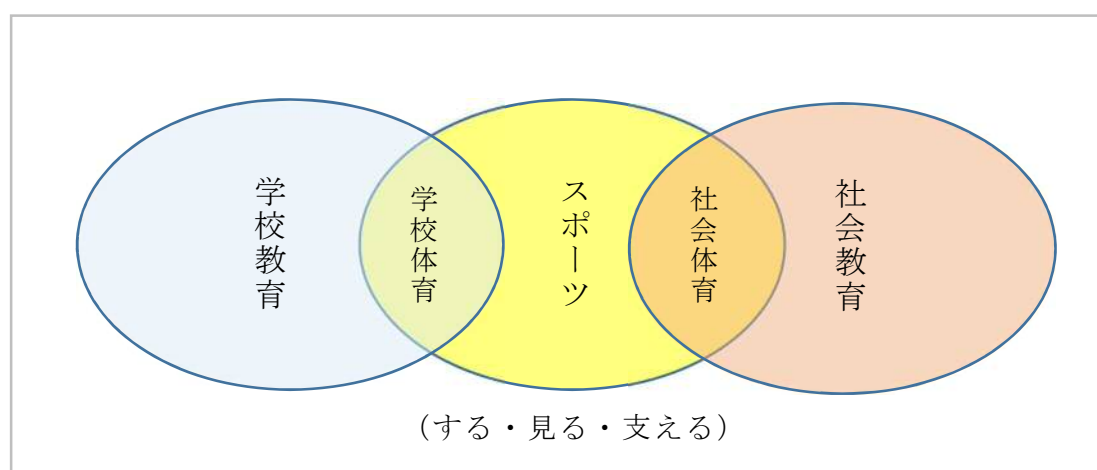


図1 社会教育とスポーツの概念図

現在では、スポーツ活動は「する」ことのみならず、「見る」「支える」も含まれて概念は広がっている。しかし、「する」ことが中心であることは変わりなく、スポーツは本来、人間が楽しみとよりよき生のためにみずから求め自発的に行なう身体活動であり、ルールを設けそのなかで自由な能力の発揮と挑戦を試みることで発展してきた経緯がある。

従って、多くの人と交流しながら楽しむことが重要な要素であり、コロナ禍における活動の中止・縮小がスポーツ活動による人々のつながりに大きなダメージを与えたことは想像に難くない。そこで、コロナ禍におけるスポーツ活動とオンラインとの関係性について考えてみたい。

イ スポーツのオンライン化

(ア) オンラインの歴史

日本においてスポーツとオンラインとの関係性を見ると、その嚆矢は現在も継続・実施されている全日本中学校通信陸上競技大会になるだろう。

昭和 30(1955)年に第 1 回を開催。NHK の放送網を利用し、全国の競技場を実況中継で結び行われた。当時の名称は、全日本中学校放送陸上競技大会だった。当時の事情は詳らかではないが、当時、中学校の全国大会は開催されてなく、終戦後 10 年を経た時代に、交通、宿泊、食糧など諸般の事情により全国から中学生を一堂に集めて大会を開催することが困難だったことが想像される。

第 20 回から現在の名称となった。現在は、一定期間内に行われた各地の大会の成績データを集計し、数値化したポイントで全国のランク付けをする大会となっている。令和 3(2021)年、コロナ禍により開催できない全国高等学校陸上競技大会も中学校の大会と同じ方法で「全国高等学校リモート陸上競技大会」として開催された。いずれの場合も、大勢が一堂に集まらない事情を考慮して開催されたものである。

(イ) 競技によるオンラインとの親和性

コロナ禍により多くのスポーツ大会やイベントが中止になった。特に、球技や格闘技など対戦型の競技は、相手と対面しないと勝敗や順位を決められない競技であり、対面しないオンラインには不向きである。

陸上競技や水泳競技のように記録で順位を決める競技は、対面しなくても条件を同じにすれば順位を決められる。これは、前述した全日本中学校通信陸上競技大会の例もあり、比較的オンラインと親和性が高いと思われる。

(ウ) コロナ禍の中のオンラインマラソン

マラソン大会は、多くの市民が気軽に参加できる大型スポーツイベントである。

大会へ参加するには、参加者が同じ日時に、同じ場所に集まる必要があり、コロナ禍の中では、これが大きな障壁であった。このため、集合の日時と場所の概念を消すべく考案されたのがオンラインマラソンである。

その仕組みは、スマートフォンに予めソフトをダウンロードして、一定の期間内に、自分の好きな場所で決められた距離以上を走ると、GPS により距離が記録され、期間内に走った走行距離が分かり、通算距離により順位が決まるものである。

このようなオンラインマラソンは、各地で中止になったマラソン大会の代替として令和 2(2020)年度頃から行われ、今年度も全国で多数開催されており、川崎市でも川崎国際多摩川マラソンの代替イベントとして開催された。参加者は、走ることのモチベーションをこの仕組みにより維持するわけだが、従来とは異なるものさしで競われるこの形式が、集

団で走ることと同じような競争心や高揚感を持ち続けられるのか、今後検討されていくだろう。

(エ) オンラインフィットネス（エアロビクス、ヨガなど）

オンラインとの親和性からいうと、これらが一番高いと思われる。参加者は、オンラインにより提供される指導者の動きに合わせ、エアロビクスやヨガの動きをするのである。普段、スタジオにおいても指導者と自分で相対しているのであり、参加者が100人いても一対一でもやることは一緒であり、極論を言うとおオンラインでも変わりがない。

(オ) オンラインスポーツ教室

岡山県備前市教育委員会社会教育課では、「オンラインスポーツ教室」と称して、走り方の動画をYouTubeで配信している。スマートフォンを持ちながら走ることもできるし、室内で腕の振りなどを確認することもでき、視聴者のニーズに合った使い方ができる。

また、各地のスポーツセンターやフィットネスクラブでも動画配信をして自宅などで気軽にできる運動などの動画を無料又は有料で提供している。

(カ) パラスポーツとオンライン

令和3（2021）年に開催された2020東京オリンピック・パラリンピックの記憶は新しいところだが、パラリンピックの中に「ボッチャ」という種目があった。障がい者も健常者も同じルールの中で楽しめるスポーツで、重度の障がい者でも参加できるものである。

氷上で行うカーリングのようなルールで、ボールを投げたり転がしたりして的確にボールに近づけるものである。重度障がい者が参加するため「ランプ」と呼ばれる装置からボールを発射することが許されている。これはスキーのジャンプ台のような形で上部にボールを設置しプレーヤーがボールを押して、ランプからころがす仕組みである。ランプの角度を調整してボールのスピードや方向を変化させるものである。

川崎市内のNEC玉川事業場ではプロボノ活動が盛んであり、ICT技術を生かしたボランティアを行っている。ここではこの「ランプ」をオンラインで操作できるソフトを開発し、障がい者のボッチャの参加をサポートしている。このソフトをインストールして自分でスマートフォンを操作し、ランプの方向や角度を調整しボールを転がすのだ。プレー会場は必要だが、参加者は自宅からでも参加できる。同社では今後、社員ボランティアが川崎市立川崎総合科学高等学校の生徒と一緒にオンラインボッチャ機器の技術ブラッシュアップに取り組む活動に加え、市内こども文化センターや小学校、県立中原養護学校などコロナ禍でなかなかイベントに参加できない障がいを持つ子どもたちと健常の子どもたちが交流して楽しめるボッチャイベントを計画している。

この事例は、今後道具を使って行うスポーツに広がっていく可能性を感じる。

(キ) eスポーツ

eスポーツとは「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称である。すでにアジア競技大会では、平

成 30(2018)年に e スポーツが公開競技として実施され、令和 4(2022)年の中国・杭州大会からメダル種目として正式認定されている。

また、国内では、国民体育大会の文化プログラムとして全国都道府県対抗 e スポーツ選手権が実施されている。今後のオリンピックにも採用の可能性がある。同じフロアにおいて対戦型で行う場合もあるが、オンラインで行うことも可能であり最もオンラインとの親和性が高いと思われる。

ウ オンラインによるスポーツのある社会

様々、スポーツにおけるオンラインの歴史や実情を見てきたがオンラインが必要な状況は物理的な制約を超えるために行われてきた経緯がある。「一堂に会して集まることができない」ことに対して、その解決策として出てきたものである。

その際、オンラインマラソンでは、競技のルールも変更し「タイム」ではなく「距離」に重点を置いた。競技に対する価値観も「皆で競い合う」ではなく「走るモチベーションを維持する」に変えなければならなかった。

競技性・競争性が優先される競技スポーツではなく、自分のペースで楽しく行う生涯スポーツが目指されるようになってきたのではないか。

また、技術革新で通信速度や機器の処理速度が大きく向上したコンピュータやスマートフォンを利用し、オンラインフィットネスや e スポーツを行うことも時代の流れであろう。

パラスポーツで見た事例は、今後のスポーツ事情を一変させる可能性も感じられる。自宅でラケットを振るとセンサーがその動きを感知し、会場で全く同じようにラケットを振る機械があつてその動きを再現し、現地に居ない者どうしが試合をする、といった漫画や映画の中の世界が実現するかもしれない。

誰もが、オンラインを使い楽しくスポーツができるハード環境・通信環境が整備されることにより、年齢差、時間差、地域差などを超越できる可能性がある。

スポーツに対する各人の価値観は様々であり、どこに価値を見出すかは個人の自由である。行政は、様々な価値観ひとつひとつに対応することは難しいが、適切なツールを提供し、各人が選択できる幅を広げることは、自主的な生涯教育（生涯スポーツ）を展開するうえで必要なことだろう。

オンラインには、大きな可能性があると思われる。

3 わたしたちが考えたこと

学校教育においては川崎市では GIGA スクール構想に基づき、令和 2(2020)年度中に義務教育課程における児童・生徒一人ひとりに PC デバイスが設置・配布された。現状ではオンラインにおける授業は試行段階と思われるが、すべての児童・生徒に学びの「環境の提供」は整った状態といえる。翻って社会教育の現場においては、コロナ禍にあつても「学びを止めない」ための環境の整備、機会の提供がすべての市民に向けて準備されているだろうか。

1 で整理したように、オンラインは場所を問わず、物理的に集まらなくても一定の活動が可能であり、コロナ禍において社会教育の新しい学びの形として一定の成果を上げた

言えると思う。しかし同時に新しい課題を突き付けた点もある。たとえば参加する人が通信の環境や機器を整えなければ参加できないことや、その機器を使いこなす必要などである。コロナ禍のような危機にあっても学びを続けていくために、こうした環境の整備や対応は急務であると言えるのではないか。

具体的な対応として、

- ・市民館が市民に貸与できる機器を増やす
- ・市民館が情報発信の拠点として機能しやすくなるための Wi-Fi の整備や、活用できるルーター等を整備する
- ・職員が利用方法について指導する機会を設ける／それ自身を講座化する

などのことが考えられる。

これらの整備にはもちろん一定の費用が必要になるだろうが、社会教育／生涯学習分野での補助金を有効・柔軟に活用することも検討されてよいと考える。

また、場所を問わないことは参加者の範囲を広げやすくなり、必ずしもその地域に住んでいなくても学びの場に参加することを可能にしたが、従来の、特に市民館の活動が地域社会との関わりの中で行われてきたことの意味、その学びの位置づけを改めて検討し、「地域とは何か」を再定義する必要もでてくるかもしれない。

オンラインは有用ではあるが、万能ではない。オンラインというのはあくまで手段（ツール）であって、どのように活用するかはやはりそれを担う人に委ねられている。2 でふれた各所・各団体の社会教育（的）の事例では、その主催者の前向きな考えや新しい気づきが活動の原動力となっていることが示唆されている。

社会教育の提供に際して、例えば特に重要な施設である市民館は単にリアルな「場所」の提供という役割を超え、市民館自身がオンライン拠点としてのハブとして、オンライン環境のない市民の活用場の場、または情報発信・教育の場としての整備を進めることなどが検討されるべきではないか。本報告書執筆に並行して行われた川崎市内の市民館の施設長・職員・利用者の方のアンケート結果からは、1 回目の緊急事態宣言を含む期間には市民館の閉鎖や事業・企画の中止によりできなくなった様々な活動が、2 回目、3 回目の緊急事態宣言を経て、事業規模の縮小などの課題はありつつも施設側、利用者側の双方の工夫と努力によって少しずつ再開されていった状況が読み取れる。コロナ禍はまだ現在進行形であるが、こうした取り組みが進んでこそ、オンライン化をポジティブな側面にとらえることの意義がより高まるように思われる。

第Ⅱ章 「ジェンダー」「ハラスメント」を考える

現在もなくならない「ジェンダー」「ハラスメント」、また「差別」「蔑視」について、防止・抑止に向け、社会教育がなしうることについて研究したいと考えた。

新型コロナウイルス感染症による様々な影響を踏まえ、特に大きな影響を受けたと考えられる女性の権利及び、関連して子ども、家庭、男性、労働などを取り巻く状況の変化（悪化）の課題について私たちが検討を重ねている間に、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会会長森喜朗氏が、JOCの評議員会で「女性がたくさん入っている理事会は時間がかかる」などと発言し、女性に対する差別発言として多くの批判意見が寄せられ、最終的には引責辞任という事態に発展した。

またいくつかの医科大学入試における男女差別問題は記憶に新しい。

2021年世界経済フォーラムの発表では「経済」「政治」「教育」「健康」におけるジェンダーギャップ（男女平等格差）指数で、日本は156か国中120位であり、特に「経済」「政治」が低い。このようにジェンダーに関する課題は今までもあったが、コロナ禍だから表に出てきた具体的な事例もある。

委員それぞれの経験としても、女性は生涯にわたり「ジェンダー」「ハラスメント」の被害者であり、職場においても人権侵害により退職に追い込まれるなど、厳しい状況の中にいる。また男性も職場でのパワー・ハラスメントを受けている。

川崎市は他都市に比べ人権条例づくりなど進んでいる面もあるが、現実社会ではそれらがうまく定着していない面もある。社会教育においても大切なテーマであるが、十分な普及や学習ができていないかは疑問だ。

今回私たちは、コロナ禍で特に大きな影響を受けたと考えられる、「ジェンダー」「ハラスメント」に焦点を当てて話し合い、研究活動として(1)市民アンケート、(2)市民活動団体アンケート、人権・男女共同参画室ヒアリング、男女共同参画センターアンケート、を行った。

そこから見えてきた現在の課題、そしてより良い未来のために何が必要か、社会教育は何ができるかを研究提言したい。

参考：

●ジェンダー（gender）とは、社会的・文化的な役割としての「男女の性」を意味する語である。人間社会における心理的・文化的な性別、社会的な役割としての男女のあり方、「男らしさ」とか「女はこうあるべき」といった通念を意味する語。しばしば、身体的特徴としての性別（＝sex）と対比される。（実用日本語表現辞典より）

●ハラスメント（harassment）とは、弱い立場の相手に嫌がらせをする行為という意味のこと。harassmentの直訳は、嫌がらせや迷惑行為を行うこと。ハラスメントの定義は、加害者の故意の有無に関係なく被害者が不利益を被り苦痛を感じるような全ての言動とされている。（実用日本語表現辞典より）

「ジェンダー・ハラスメント」「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「モラル・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」他。

●SDGs（2015年国連で採択された国際的な持続可能な開発目標）17の世界的目標で、5番目に「ジェンダー平等の実現」があげられている。

1 市民アンケートから見る、川崎の「ジェンダー」「ハラスメント」

このテーマについて実態を把握するために、男女・年齢・職業を問わず、アンケートをお願いすることにした。

コロナ禍の感染拡大状況により、影響を大きく受けたと考えられる女性の権利。子ども、男性、お年寄りへの影響も大きい。原因はコロナ禍だけではない。日ごろの社会生活・家庭生活での委縮もあり、また労働現場などの仕事の減少・悪化などによる、弱者へのしわ寄せが、暴言・蔑視の一要因になっていることもある。

このようなアンケートは今までもいろいろな場で実施されてきた。アンケートを通じて差別や蔑視は「良くないこと」だと、広める意味も持っているからでもある。私たちもなぜ「差別・蔑視」はいけないのか、もう一度各自の心に問う一助にしたいと考えた。

また社会教育委員間の話し合いで、男性からの卑猥な言葉を含む蔑視発言が今なお続いていることが問題視された。例えば、「彼氏はできたか」「もうやったか」「結婚はいつ?」「子どもはできたか」等々。こうした発言をする人は日常的に使っているため、差別発言という自覚すらない。なにげなくいつもの調子で使ってしまうこうした発言こそチェックしていかなければならないと考える。今回のアンケートはこのような何気ない日常に感じる「差別・蔑視」発言も、意識の上に蘇らせ確認してもらう意味がある。

「差別・蔑視」は、個人が差別、蔑視と感じたら差別であり蔑視なのだと言われている。

もし自分たちの子どもが「差別・蔑視」を受けたらどうするか。自分の身に置き換えて考えてもらえるよう願う。差別や蔑視をされた人がその持てる知力・影響力を発揮しないまま引いてしまうこともあり、社会にとっての損失ともなり得る。

章末の添付資料にある、各委員が受けた「差別・蔑視」の具体的な事例は、ほんの一例であるが、なくなっているのではない証である。女性にだけでなく、男性社会でも「差別・蔑視」があることも、具体例で報告されている。

●アンケート対象 18歳以上の川崎市民

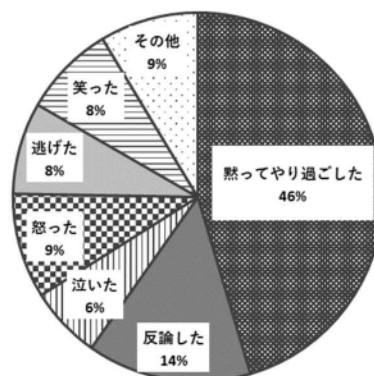
期間 2021年3月～5月 質問票の配布により実施

回答 220件

以下抜粋

問1 自身が、「差別」や「蔑視」(ハラスメント)を受けたと、感じた経験がありますか？

Q1	経験	女性	男性
ある	97	74	22
ない	117	72	43



問1-4 その時、あなたはどのように、対処しましたか？(複数回答可)

問4 新型コロナウイルス感染症の拡大で、特に影響を受けたと考えられる権利課題（回答108件）

- 雇用関係が最多（56）シングルマザーの受けた影響（11）
- 突然の休校により子どもたちが学ぶ権利や遊ぶ場所を奪われた（38）
- 在宅ワークや子ども関係に付随して、家庭内では妻の負担が増えている（7）
- 外国籍、障がい者、女性、感染者などへの差別（10）、ストレスによる虐待や誹謗中傷（7）

問5 「差別」や「蔑視」は、どうすればなくせると思われますか（回答157件）

- 気持ち、自覚、意識など個人の考え方に期待（44）
- 子どもの頃からの教育（41）、多様な人との交流、学校教育での人権教育など（30）
- 家庭教育（9）生涯学習（9）、指導者研修（2）、職場研修（2）
- 法律や条例などの見直しや整備の必要性（26）
- 社会を変える（11）、地域での相談機関（2）仲裁機関を増やす（2）
- 女性が声を上げる（3）、町場で議論（2）
- なくなる（12）

ハラスメントを受けたことがあるか、という問いに対してはおよそ半数が「ある」と回答した。回答者の年齢構成の中では、大人の男性が女性に対して職場で行うハラスメントが多い、という結果となった。ただし生活の中のあらゆる場面、あらゆる関係の中で起きている（起きうる）ことが読み取れる。

また、ハラスメントを受けた時の対応として、およそ半数が黙ってやり過ごしており、反論したという回答は14%で、声をあげにくい状況があることがわかる。

一方、見聞きしたことがあるかという問いに対して75%が「ある」と回答し、多くの人が見聞きしていることがわかった。状況についても、男性が女性に対して行ったケースが最も多いが、男性同士、女性同士のケースも多く、「仕事・職場」が最多ではあるものの、自身が受けた経験と同様、生活のあらゆる場面で起きている（起きうる）。

ハラスメントを受けているのを見た場合、「行為者を注意する」の回答が「見て見ぬふり」を上回り、「後から慰める」との回答も多数あった。見聞きした際に何かしなければと考えている人は多いが、同時にその場にならないとわからないという不安を抱えている人も多い。

今回の調査の回答者は3割が男性であったことから、ハラスメントのない男女共同参画社会の実現に向け発信し続けてきたことへの一つの答えとして、男性が関心を示し始めたとも考えられる。広がりつつある関心の高さを大事にうけとめたい。

ハラスメントは、「仕事・職場」等の上下関係が明確な場で多く発生する。被害者は「黙ってやり過ごす」ことが多い。こうした傾向を、日本人の昔からの習性だから仕方がないと思いつまされてきた、日本の歴史的な背景の問題もある。社会教育においては、私たちの中にある差別的な意識を変えていくために、学び続けていくことが求められる。

2 市民活動団体アンケートと行政の施策

(1) 市民活動団体アンケート（抜粋、詳しくは資料参照）

川崎で長くジェンダー問題に関する活動を行っている団体、社会教育委員が関わりのある団体、またコロナ禍で新たに立ち上がった団体で、ジェンダーに関係すると考えられる市民活動5団体に、アンケートを実施した。活動歴74年から約半年まで、それぞれがその時代、自分たちの課題に即した活動を自ら立ち上げており、工夫しながら継続している。

○川崎市地域女性連絡協議会(活動歴74年・会員520名)	*川女連
○川崎の男女共同社会をすすめる会(活動歴36年・会員40名)	*すすめる会
○NPO法人ままとんきっず(活動歴28年・会員40名)	*ままとん
○川崎パパ塾(活動歴13年・会員10名)	*パパ塾
○ジェンクロス・カワサキ(活動歴半年・会員6名)	*GXX

○ 団体設立の目的

- ・川女連「自立した女性を目指す」
- ・すすめる会「男女共同参画社会を作る。ジェンダー平等を目指す」
- ・ままとん「男女、年齢、立場を問わず、子育てが自然にできるような関係づくりに寄与」
- ・パパ塾「パパ達の経験の伝達により、子育てをシェアできる地域社会を目指す」
- ・GXX「世代を超えてジェンダー平等の重要性を広める」

○ 活動形態

- ・活動ツールは、各団体とも直接参加型の講座・イベント活動を工夫している。広報はオンラインと紙ベースを活用し多岐にわたる。
- ・コロナ禍でも活動を継続している。講座などはオンライン、録画配信など工夫している団体もあるが、これから取り組みを考えている団体もある。
- ・行政との連携では、各部局と連携、協働している団体（川女連、ままとん）、川崎市のフォーラムへの参加（すすめる会）、市民館自主事業での取り組み（パパ塾）や、市民活動センターなど様々な助成金の活用がある。男女共同参画センターの場を活用することで、イベントの参加が増えた。

○ 設立当時と現在の変化

- ・川女連「決まった行事を前例に倣うことから、無理をせず自発的に工夫へ」
- ・すすめる会「意識の変化、言葉の変化、ジェンダー平等、性の多様性、ハラスメントを許さない、など社会の変化があるが、より課題が個別化し深刻さを増している」
- ・ままとん「情報ツールの変化による情報量の増大、偏り。共働き家庭の増加。社会の複雑化による課題の増加、沈潜化。活動の世代交代困難」
- ・パパ塾「パパの子育てから、地域の重要性を訴求する講座へ変化」
- ・GXX「自主性重視の参加型実践。各自のスキルを活かし、できるタイミングでできることをやるスタンス」

○ これからの活動

- ・川女連「当事者意識の醸成、市民・女性団体・専門家・企業・行政の協働」

- ・すすめる会「世界的な動きを学習しながら、(市民や行政と)一緒に活動したい。情報発信に力を入れたい」
- ・ままとん「女性自身が声を上げていくこと。学校における子どもの権利尊重の徹底」
- ・パパ塾「子育て無関心パパを無くす。地域のパパとして子育てを通して地域参加し、課題解消のネットワークづくりへ」
- ・GXK「幼少期から高齢者まで気軽に関われる参加型イベント、ツールが必要」

●アンケートから見えてくる課題—様々なつながりの必要性

・団体間のつながり

各団体の活動場所(川崎市の施設)は重なるが、横のつながりはイベント時くらいで、市民活動間の連携はまだ弱いと考えられる。つながりを持つ事でより効果的な活動が生まれる可能性や、各団体の課題が解消されることもある。お互いの情報交換も有益だろう。

・地域とのつながり

現在ままとん以外は区役所や市民館との繋がり薄いようである。地域との繋がりというよりは川崎全体を対象に考えている団体が多いが、身近なところから広げていく方法も模索している。

・行政とのつながり

また行政との協働ができていても施策変更で消滅もあり、連携の難しさも感じる。助成金では自由度が限定される場合もあり、自主財源や活動場所の確保に悩んでいる団体もある。

・男女共同参画センターとのつながり

男女共同参画センターと助成金やイベントや取材で、「点」としてつながったかに見えても、センター側は拠点として捉えていないため働きかけが少ないので、もっと関わってほしいセンターが十分機能していないように思える。これは行政側の課題とも考えられる。

(2) 行政の施策

川崎市の「ジェンダー」「ハラスメント」関連の行政施策を把握するために、人権・男女共同参画室ヒアリング(令和3(2021)年5月)と男女共同参画センター(すくらむ21)にアンケート(令和3(2021)年9月)を行った。

ア 人権・男女共同参画室ヒアリング概要

○人権・男女共同参画室の意義と具体的役割

条例理念に基づいた行動計画、推進、理解の普及。市役所各所管部局とともに進捗管理。

○男女平等推進行動計画の進捗状況と変化、効果、課題

第1期平成16(2004)年策定、その後5年ごとに策定。地域と市役所で構築していく。第3期家庭、働く場、地域について。第4期働く女性について。第4期からは、総合計画に合わせて4年ごとに策定。今期は令和3(2021)年度末まで。第5期行動計画策定に

あたり、男女平等推進審議会答申（令和3（2021）年3月報告）をもとに進める。令和3（2021）年11月～12月に第5期行動計画（案）に対するパブコメ予定。

○条例の普及啓発と社会教育施設との連携と効果、課題

チラシ、男女平等推進週間（年1回1週間、令和3（2021）年は6月23日～29日）パネル展示等、男女共同参画センター職員の講師派遣（市民館人権男女平等講座、各機関研修、PTA）など実施。そのほか一般市民への普及啓発はチラシ、SNS（フェイスブック）は一定程度の効果はあると考えられるが、紙媒体との併用が必要。しかし市民アンケートでは認知度が低いため、今後力を入れる。

○男女平等推進審議会について

条例に基づき設置された市の附属機関。市長の諮問に対して調査・審議し、行動計画や市の施策について意見を述べ、行動計画に基づく事業の進捗について点検、評価、答申する。市民、事業者、関係団体の代表、学識経験者13名で構成、2年任期。

○その他

・市民活動団体との連携

男女共同参画センターの活動、令和2（2020）、令和3（2021）年はコロナのため集まらない。オンラインを活用するなど手探り。地域に根ざした活動をしている団体もあり、出前講座（地域防災など）も実施している。条例に基づき関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努める。

・かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）について

平成17（2005）年11月設立。令和3（2021）年現在44民間団体加盟、代表者全体会議年1回、市民対象フォーラム年1回、10団体以内運営会議2、3回。事務局、人権・男女共同参画室、すくらむ21。

毎年テーマを決めてフォーラムを開催。テーマ：固定的性別役割分担の解消、就労支援など。加盟団体：川崎商工会議所、川崎市商店街連合会、川崎工業振興倶楽部、川崎市工業団体連合会、セレサ川崎農業協同組合、国際ソロプチミスト川崎、川崎市医師会、川崎市幼稚園協会、小中学校各校長会、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会連盟、全町内会連合会、PTA連絡協議会、社会福祉協議会、人権擁護委員協議会、民生委員児童委員協議会、地域女性連絡協議会、身体障害者協会、母子寡婦福祉協議会、生涯学習財団、市民活動センター、専修大学、田園調布学園大学ほか

・男女共同参画センターの役割と課題、指定管理の変更について

主催事業のほか、協働事業として実施団体を募集し、地域の担い手を増やす。再就職、パソコン講座、パパ塾、イキメン研究所など。男女をともに支援、50歳からの生き方などもテーマに。調査研究、相談、すくらむ21まつり（令和3（2021）年は6月27日、オンライン活用し活動発表など）。

平成18（2006）年から指定管理者による運営となり、令和2（2020）年度まではテプコ（東京電力関連）が筆頭管理者。令和3（2021）年度から社会福祉法人共生会SHOWA（世田谷の男女共同参画センター運営、坂東真理子さん関係）。

・コロナ禍での影響

国の調査報告（内閣府HP）が出され、正規・非正規の格差、在宅ワーク増加によるDV被害の増加など。市での把握は第5期計画に基づき行っていく予定。国勢調査や経

済センサスを分析も可能な範囲で予定。幅広いデータから貧困などをどう捉えるか。

- ・現在の課題と今後の展望 条例策定から20年経つが？

20年前とは確実に変わっていると思う。男性の育休も増え、市の取得職員の割合は2%から約20%に。DVの相談は増加、1000件から5000件に。顕在化しており、男性相談も増えている。罰則がないので変わらない面もある。年配者の理解の課題。

- ・学校教育について取り組み、効果

室としては具体的には入らない。デートDVの予防啓発は今まで高校生以上に行っていた。昨年（令和2（2020）年）から教育委員会と連携して中学校でも始めた。昨年は川崎区。今年度も少しずつ行う。

性教育は文科省の管轄ではない。カリキュラムは保健体育。川崎市は小学校の学習過程のうちいつやるかは総合教育センター（カリキュラムセンター）の管轄。小学校3年生対象「自分らしく輝く」冊子作成。「第4期男女平等推進行動計画（かがやきプラン）」啓発パンフレット作成、配布、情報提供。講座、研修の実施。児童、教員に教材を活用した学習を実施。保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努める。

- ・防災、避難所運営で女性のことプライバシーについて配慮がないのでは？

避難所運営マニュアルは危機管理室で作成しており、男女の配慮も盛り込まれている。区役所で地区の実情に合わせてレクチャーしている。

- ・もし権利侵害があったらまずどこに相談したらいいのか？

川崎市人権オンブズパーソン 条例、相談、救済。関係機関、関係団体との連携。その他相談窓口。

●ヒアリングから見えてくる課題—普及、広報の不足、教育への働きかけ

人権・男女共同参画室の役割は、男女平等かわさき条例（平成13（2001）年施行）施行後、行動計画（「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」）の策定と進捗状況の把握が主であり、実際の事業は男女共同参画センターや各所管局が担っている。条例策定から20年経ち、男性の育休取得率の増加、相談件数の増加など変化も見られるが、市民の認知度が低い（条例：男性2割・女性3割、行動計画：男性1割・女性2割、参画センター：男性2割・女性3割）ことを考えるとき、普及、広報などもう少しできることはあるのではと感じた。

特に学校教育や社会教育との連携、働きかけは男女共同参画センターでは担いきれない面もあるのではないだろうか？ 要請があれば講師を派遣するという受け身ではなく、自らが積極的に働きかける姿勢があってもいいのでは？

行動計画第5期策定にあたり審議会の答申（資料参照）は時宜を得たものであり、この機会に市民からの意見も広く聴取し、より効果のある行動計画を策定してもらいたいと考える。

イ 男女共同参画センター（すくらむ21）アンケート回答 概要

1. 貴センターの活動について 男女共同参画センターができた経過と現在の運営方針について

平成11(1999)年、「かわさき男女平等推進プラン」に基づく施策の推進拠点として開設された。平成18(2006)年から指定管理制度が導入され、令和3(2021)年度より(社福)共生会SHOWAが指定管理者に指定された。

① 実現しようとしていること

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、ともに働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現。

② 現在の運営方針

- ・川崎市男女平等推進行動計画に基づいた具体的な事業を展開。
- ・講座・研修機能、相談機能、情報収集・提供機能を有機的につないで総合的・継続的に事業の企画・運営を行う。
- ・ジェンダー格差の解消、女性のエンパワメントに資する事業を実施。
- ・人権尊重の観点から、だれをも排除せず、だれも取り残さないソーシャル・インクルージョンの理念に基づいた、だれにでも居場所と活躍の場のある社会の実現をめざす。シングルマザー、セクシュアル・マイノリティ、非正規・不就労の若年女性等困難な状況にある方へ向けての事業を拡充。
- ・NPO等グループ・団体、中小企業など多様な主体との連携・協働により事業を推進。
- ・相談者や講座参加者のニーズから新たな課題を把握し、課題解決に向けて取り組むと同時に行政にフィードバックし、施策に反映させる。

③ 男女共同参画センターで主催しているジェンダー、ハラスメント関係の講座の過去と現在(変化状況)、受講者の変化

(現状については回答できますが、過去について、受講者の変化については指定管理者が異なるため、回答できません。)

センター主催・共催の講座は、基本的にはすべてジェンダー平等が実現されていないことに起因する課題を解決することを目的としている。ジェンダーによるケア・ワークの担い方の格差是正、労働におけるジェンダーにかかわる課題として女性の就業支援、女性に対する暴力等を取り上げる。

ハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント)については、川崎市内の中小企業等事業所が予防研修を実施する際に講師を派遣。「ハラスメント」が暴力加害・被害の問題を含むという理解であれば、相談事業で被害者からの相談を受けるとともに、加害の抑止の役割を果たす。

④ ジェンダー、ハラスメントに関して、センターが市民に対して具体的に果たそうとしている役割

センターは市民がジェンダーに起因する課題を解決していくことを支援する役割を果たしている。

⑤ 若者、子ども、教育関係への具体的な働きかけと課題、今後の展望

大学生インターンシップおよび長期の社会教育実習の受け入れ、ひきこもり女子会の開催を行っている。子どもに対しては、ジェンダー平等の観点から絵本を収集・提供。市内の学校を対象として、デートDVや性暴力の予防啓発、キャリア教育等をテーマとして講師派遣、出前講座を実施。

2. 市民の活動について・貴センターをベースに活動している団体の傾向、活動内容、経年変化

登録団体制はとっていないため「ベースに活動している団体」には該当しないと考える。

3. その他(全般)

① 市民活動団体との連携、課題、今後の展望

市民グループ・団体、NPO、事業所等の提案にもとづき、普段活動されている分野での経験を活かし、センターと協働で講座やワークショップ等を実施していく提案型の協働事業を実施。本年度は、ダブルケアかわさき、NPO法人グローイン・グランマ、パソコンサポートまうすなびの3団体と協働事業を実施。

自助グループは毎年公募にて心やからだ、生き方等についての悩みをテーマとし、悩みの解決や軽減に役立つ活動をしている。川崎市在住・在勤・在学者を中心とした3人以上のグループの団体が登録して利用。企画講座も提案ベースで実施。

すくらむ21まつりでは、公募枠での募集を基本に男女共同参画を推進する市民活動団体が出展。一例では、かわさき男女共同参画ネットワーク加盟団体の国際ソロプチミスト川崎、川崎一百合、川崎市地域女性連絡協議会、かわさきの男女共同社会をすすめる会、カラカサン、NPO法人ウィメンズハウス・花みずき、女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト(通称:JKB)、イキメン研究所、東日本大震災で避難している女性のためのほっとサロンなどが挙げられる。

② コロナ禍での影響の把握。特に女性について(相談など)

内閣府地域女性活躍推進交付金により追加となった指定管理事業として、非正規で働く無配偶の女性を対象としたオンラインアンケート調査およびヒアリング調査を実施予定であり、調査結果で影響がつまびらかになると考えている。

③ コロナ禍での影響の把握。外国籍女性について(相談など)

4月以降の相談において、外国籍女性からの相談は入っていない。

●アンケートから見えてくる課題—指定管理の課題、市民活動団体とのつながり

令和3(2021)年度から指定管理者が変わったばかりのため、過去については回答がなかった。市の人権に携わる重要な施設、機能でありながら、そこでの継続的情報が途切れてしまうことは指定管理者制度の課題であると考えられる。前者からの引き継ぎはあると思うが過去の状況から見ると、請け負う管理企業の性格や経験により、運営事業内容が左右される面もあるのではないかな。

また市民活動団体、グループとの繋がり、支援については、センターをベースとしている団体はないということだが、長年センターの助成を受けたり、活動場所としての利用、また事業委託を受けている団体など、いくつもの団体との繋がりや経験が、どのように蓄積されネットワーク化されてきたのか、イベントの時のみの顔合わせなのか、疑問が生じた。

過去においてはセンターをベースにネットワークを作り、政策学習会、提言、協働事業連携、活動活性(NPO化)などを行っていた事例もあるが、センターとして支援、市民活動を育てるという視点はどの程度の関わりなのか。今後に期待したい。

ウ 市民活動団体、行政施策における課題—市民活動との協働

市民活動団体は、それぞれが感じる身近な課題からスタートし、様々な方法で社会的な働きかけを行い、解決へ向けて日々歩んでいる。しかし活動に比して社会状況は大きくは変わらず、課題も減らず、まだ働きかけが足りないと感じている。

一方、行政の条例、行動計画、人権・男女共同参画室、男女共同参画センター、どれも「ジェンダー」「ハラスメント」には重要かつ有効な施策であるが、市民への周知が足りないという面について、川崎市の他の施策にも共通する課題が見える。

市民館や図書館など社会教育施設、学校や地域施設との関わりも、積極的に現場へ出ていく機会として進めていく必要があると考えられる。

市民が生活し学ぶ現実が良い方向へ変化するためには、より市民との協働が必要とされている時代ではないだろうか？

今後、各市民活動団体が横のつながりを持ち、行政と連携して活動できたら、川崎のジェンダー平等、ハラスメント対策はかなり加速できるのではないかと期待する。

行政の要となるテーマだと思う。

3 わたしたちが考えたこと

今回の研究に取り組む中で、本章の執筆担当者それぞれが経験してきたハラスメントについて話をすることができた。また現在も実際に経験したり身近に見聞きする事例や、伝統や文化に関しての考え方も議論した。自身が気づかずに行っているハラスメントに気づき、活動や仕事の場での言動について振り返り改めることもできた。

それは市民アンケートにもあるが、一人ひとりの意識の変化、学び続ける必要性の実践だった。

(1) コロナ禍で

・社会的弱者への影響

令和2(2020)、3(2021)年はコロナ禍により社会的に弱い立場にある人たちが大きく影響を受けた。女性、高齢者、若者も非正規雇用の政策推進の果てに仕事を失い、食事も満足にできない人、学校を辞めざるを得ない人、家を失った人もいる。子どもは急な休校や保護者の仕事の変化で大きな影響を受けた。

女性の自殺は令和3(2021)年版自殺対策白書(厚生労働省)によると約7000人で前年より増加しており、男性の自殺は減少している。DV相談は前年度の1.6倍19万30件、性暴力・性犯罪は同じく1.2倍5万1141件。若年出産の増加も言われる。

男女間の賃金格差はOECD加盟国でワースト3位。平時から非正規雇用者は女性が多いなど、ジェンダー平等が進んでいなかったことが、コロナ禍で大きく表に出てきた。

またジェンダーのみならず、障がい、外国籍など、改めて向き合う必要のある壁がいくつも可視化され、毎日のように人権問題関係のマスコミ報道がある。

・情報環境の変化と影響

対面ではなくZoom等によるオンラインでのコミュニケーションや会議、仕事の変化が急

速に進み、利点も数え挙げられているが、反面、基本的な人権に関してのメディア・リテラシー、情報教育の不足による被害も日々増大している。SNSやツイッターなど安易なツールでのハラスメント、フェイク・ニュースは増えており、余裕を失いストレスを抱える人たちは減っていない。世代を問わずいじめや個人攻撃などで自殺者を生み出す要因ともなっている。

情報ツールに関しての人間の心理的な面での準備がないまま迎えた急激な変化に、多くの人々是对応できていないのが現実だ。特に子どもの成長や学習面については、早急な手立てが必要と考えられる。

・ 社会保障の課題

また政治や行政が人権問題について、社会保障などの具体策を積極的に進めてきたかも疑問だ。子どもの7人に一人が貧困であり、経済格差、教育格差はますます広がっているが、ボランティアなど民間の活動頼みの側面も強い。

生活保護受給者への阻止で窓口水際作戦がいまだにあると聞く。外国籍の人たちへの対応、入国管理施設での問題なども重要だ。男女世代を問わず政治的なハラスメントを受けている状況がある。

(2) 川崎の状況

・ 条例の認知度

川崎はいち早く各種人権条例づくりに取り組んだ自治体として知られており、長年、施策、イベントや講座なども行われてきたが、コロナ禍でそれらが現実的にどの程度効果があったか疑問が生じた。

今回の行政へのヒアリング、アンケートからも分かるが、施行20年の「男女平等かわさき条例」、行動計画、男女共同参画センターの認知度は低い。

同じく「子どもの権利条例」も施行から20年だが認知度は低く、大人、子どもともに約2～3割¹⁴である。虐待、いじめ、不登校は増えている。現在も学校現場で頭髪や服装への過剰な指導など、子どもの人権が守られていると思えない事例がある。

一方で男性の育休取得率が増えているという面もある。

市民アンケートからも分かるように、条例を作ったからといって人権が守られるわけではないことを、私たちは身をもって知った。逆に条例ができたことで安心してしまい、不断の努力を怠ってしまったのかもしれない。「差別のない人権尊重のまちづくり条例」でのヘイトスピーチ問題もしかり。

・ 伝統と差別

身近な地域では伝統と差別の課題もあり、協議する中でそれも話題になった。

例えば相撲では女性は土俵に上がれない。女性は不浄だからという理由は差別。総理大臣が女性だったらどうするのか。外国籍の人も力士になれる。競技としての女子相撲はあり、川崎の子ども相撲でも女の子が土俵に上られる事例もある。

¹⁴ 「第7回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」(2021年8月)

地域の祭りでも女性差別の残る形態は未だにある。

一方、宝塚は女性の世界だが、最近は川崎で活躍している「神崎順&10carats」という男性レビューもある。

伝統文化の持つ男社会の垣根はだんだんとなくなりつつあるのではないか。こだわりを話し合いで解消しつつ、男女を分けてやりたいという住み分けはありではないか。

・新しい動き

このように現実には多くの課題を抱えており、あらゆる場で「ジェンダー」「ハラスメント」があることは市民アンケートでも明白になった。市民活動団体が長年取り組んできたように、人権を守るためにはいくつもの問題を乗り越えなくてはならない。

コロナやオリンピックを機にマスコミ報道が増え、「ジェンダー・ハラスメント」への世界的な運動が広がり、意見を言いやすくなった面はあると思う。

最近「かわさき包括的セクシュアリティ教育ネットワーク」という、世代を問わず性教育を目指し、悩みを話せるオンラインの場を提供する市民活動が生まれた。

生理用品の無料配布など、学生が自ら声を上げ活動している例もある。

LGBTQ（女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー、性的少数者）についても広く語られ、認識されるようになった。

「性教育」という言葉だけでバッシングを受けた時代とは隔世の感があるが、その動きを止めてはいけないと考える。

(3) 提言 社会教育のできること

・学びと個人の人権

市民アンケートでも「ジェンダー」「ハラスメント」の解消には、幼児からの教育が大切という声が多かったが、なぜ今はそれができないのか。子どもだけの問題ではなく大人の問題として社会教育でも、折あるごとに「差別・蔑視」は、恥ずかしい行為なのだと伝えることが大事だ。

また個人の生きにくさを解消できる道を切り開いていくことが、「ジェンダー」「ハラスメント」の解決にもつながる。

市民アンケートを依頼した時に、「辛いことを思い出すから、こんなアンケートはするべきではない」という声の実はあった。思い出したくないほど嫌な経験をしている人がおり、そのことをあえて表に出したくないと考えている人がいる、という実態は、「ジェンダー」「ハラスメント」の問題の深刻さを改めて考えさせる。アンケート結果を見ても自身が経験したという人より、身近に見たり聞いたりしたという人が多いのは、無意識のうちに自分ごととしては回避したい（それが当たり前であり気がついていない）という気持ちの現れとも取れる。

意見を言いたくても言えない人たちがいるという現実、そのために問題の解決が進まないという悪循環を、社会教育の上でも真剣に考えていかななくてはならない。

市民一人ひとりが辛い経験を率直に話せることが大事で、それはジェンダーの #Me Too 運動にも連なる個人の人権の課題である。そのためにあえて今回携わった3人の経験を章末に資料として添付した。

・市民館のあり方と人権学習

今までも、これからも社会教育の拠点として市民館の人権に関わる講座が期待されるが、一方で最近「平和・人権学習」と「男女平等学習」の講座が、一つの事業として統合され、それぞれ20時間以上あったものが合わせて20時間程度に減ってしまった。市民企画委員との協働においても課題が生じている現実があり、十分な話し合いが不足しているのではと感じる。

人権学習に必要なのは、「人権」という根本的な問題を絶えず意識した理念であり、世の中を意識したノウハウではない。人はともするとノウハウ（方法・手段）を目的と勘違いして、現状の中での生きやすさ、うまくやる方法を追求してしまうが、それでは根本的な人権問題の解決にはならない。

必要なのは一人ひとりの人権が尊重されない社会でどうやって世渡りをするかではなく、個人の人権が尊重される社会にどうやって変えていくか、という具体的、現実的な方法だ。

「ジェンダー」「ハラスメント」は全ての人に関わる問題であり、自分自身の問題であることを忘れず、諦めずに学び、発言し、議論し、活動していくことが、現実を良い方向に変えていくための社会教育の原点であると考える。

そのためには「行政と市民の協力」が欠かせない。立場にこだわらない柔軟な思考と不断の努力が、川崎をもっと住みやすい、生きやすい街に変えていく、未来への力になると考える。

・提言

今回の研究テーマからの提言として次のことが考えられるが、これらは既に多くの人たちが長年提案し、模索してきたことだと思う。今までよりも更なる一歩が必要ということだろう。

1. 子どもから大人まで、人権についての幅広い内容での継続した学び
2. 市民活動団体同士のつながり
3. 市民と行政の対話と協力
4. 1～3の結果として、一人ひとりが声を上げられ、人権が尊重される環境づくり

社会教育委員として長年気になりながら取り組めずにいた女性の人権問題をきっかけに、「ジェンダー」「ハラスメント」研究という形でスタートした。結果として、人権は男女世代立場を問わず人間一人ひとりのテーマであることを、改めて確認する作業が多少なりともできたように思う。

しかし、女性へのしわ寄せはいまだに減らず、コロナで更に増しているのも現実だ。

当事者だけでなく社会全体がこのことを機会と捉え、諦めずに、現実を良い方向に変えるための努力を続けなければならないだろう。

それは社会教育の大きな課題であり、また私たち自身にも問われている課題である。

【資料】

1、本章の執筆担当者自身にとっての「ジェンダー」「ハラスメント」

個人的に、このテーマは好きではありません。しかし誰かが声を上げ続けることでしか改善されないと考えています。

20代のころ会社が遠方に移転という、働く者にとっての死活問題が起き、大きな労働争議！！になりました。私は順番の職場役員、広報委員に配属され、会社側との団体交渉の席に連なる経験をしました。毎朝、その様子を克明に広報しました。会社側は、あいつ（私）さえいなければと宣伝。風邪をこじらせて入院した私に「孕んじやった」という風評。役員たち（男性）も面白がって話していました。

私は即日、組合の活動から手を引き再び戻りませんでした。組合の結束は弱まり会社側に切り崩されていきました。

これが「ジェンダー・ハラスメント」だったわけです。幸いにして私はその後の人生で、女性蔑視に立ち向かう多くの勇気ある人たちに巡り会い、今があります。（S）

パワハラを受けた時の話です。

私が再就職した先は車のリース会社です。配属先はリース契約した顧客の車をメンテナンスする為の予定を組む課でした。メンテナンスする為に顧客と打ち合わせをして車を待機してもらうのですが、メカニックがお伺いした時、車が使用していて無駄足になることがあります。顧客様から連絡があれば直ぐメカニックに連絡するのですが、顧客様から連絡が無い事があります。そんな事が何回かあって、メカニックから事務所へクレームがあり、課長から私は凄いい勢いで怒られ、我が社はまだ歴史も浅くこれから飛躍する会社です。阻害する分子は取り除くしかない、退社を勧められましたが、居続けると一切仕事はさせてもらえませんでした。

これはパワハラに該当すると思い、上司の部長に不当な扱いを抗議しましたが、部長は課長の言う事を認め取り合ってくれませんでした。リースの仕事に興味があって続けたかったのですが、上層部は同族なの分かり暫くして退社しました。以後別の会社に就職しました。（E）

私の経験は多分女性皆が経験してきたことと、仕事柄関わっていることです。

若い頃、仕事上でのセクハラ、パワハラはあるのが当たり前でした。具体的には書きませんが、拒否するのは心が狭いと言われるような男性社会。女性が我慢するのが当然でした。いい仕事をして女性だから認められることはありませんでした。

25歳過ぎても結婚しないと、売れ残りのクリスマスケーキと言われ、好みでもない男性を紹介され、断ると非難されました。結婚したら子どもはまだかと言われ、1人産むと2人めはまだかと言われ、3人産んだら、もういいと言われました。

第一子の時はまだフリーで働いていましたが、保育園には入れず、友達に預けたり、仕事先に連れて行きました。身体を壊し、仕事をやめました。3人目は赤ん坊の頃大病をして、8か月病院で付き添いました。付き添うのはみんな母親で大部屋は難民キャンプのようでした。重病の子が多く、中にはだんだん夫が見舞いに来なくなったり、離婚する家庭もありました。男は逃げられるからいいよね、とみんなで嘆いていました。奇跡的に子どもは助かり、退院後、

保育園に預けて働きだしたら、周囲から子どもが可哀想と言われました。

私の仕事は子育て支援ですが、子育て情報誌を作るために地域取材していたら「母親ごときが何をやっている！」と怒られたこともありました。母親はおとなしく家で家事育児をしていればいい、世間のことに余計な首を突っ込むなど。

仕事柄ネグレクトに近い子ども、育児ノイローゼの母親、夫のDVから逃れようとする親子を助けることもあります。個人的にアル中の夫から逃げる親子の引っ越しを手伝ったことも。仕事関係でメール攻撃を受け、何度も涙したこともあります。

民生委員もしていますので、離婚家庭やシングルマザーと関わることも。離婚家庭で児童扶養手当をもらうのに、役所で散々イヤな目に会うので辛い。別れた夫からは何も貰えない。などなど。

民生委員も男性、特にシニア男性中心の世界ですから、女性がやるべき役割みたいな決めつけがあったり、積極的に発言するとウザイと言われたり。

他にも私に夫がいない（亡くなった）と分かるとセクハラをしてくる人もいます。それが当たり前のように思っている女性もいます。

コロナでは、在宅ワークになった夫が一部屋使ってしまうので、子どもが昼寝をする部屋がなくて、仕方なく外を散歩しているというお母さん。同じく、子どもが家にいるとうるさいと言われ、夫の食事を3食作らなければならず、追い詰められている。またシングルマザーで、保育園に休んで欲しいと言われるが、正社員ではないので休業補償が出ないから休めない。仕事がなくなり首になりそう。急に学校が休校になり、子どもを家に1人置いて仕事に行かなければならない。などなど、日常的に追い詰められている母親たちと会います。書き出したらキリがありません。

こういうことが当たり前でない社会にならないと、女性はいつまでも苦しみ続けると思います。(A)

2、市民アンケート

回答者属性 (N=220)

性別	
女性	149
男性	68
回答しない	1
未記入	3

年齢	10代	20代	30代	40代	50代
人数	2	9	28	28	43
年齢	60代	70代	80代	90代	未記入
人数	39	54	10	3	5

220件のうち女性が149人(68%)、男性が68人(31%)、比率はおよそ2対1。

問 1 自身が、「差別」や「蔑視」（ハラスメント）を受けたと、感じた経験がありますか？

Q1	経験	女性	男性
ある	97	74	22
ない	117	72	43

「ある」97人（45%）、「ない」117人（53%）、
ほぼ半数近くが感じた経験がある。「ある」と回答した人の男女比は女性 77%、男性 23%。「ない」と回答した人の男女比は女性 63% 男性 37%。

問 1－2 「ある」とお答えの方にお尋ねします。

①それはいつ頃のことですか？ ②何回位ありましたか？

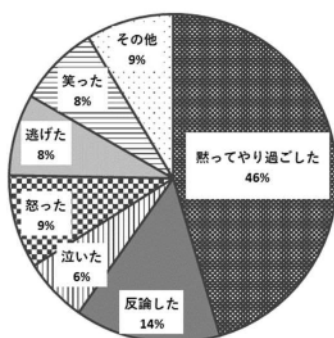
時期については、「現在」「現在まで」と進行形であることを含む回答が寄せられたほか、数十年前、子どもの頃、10代の頃など様々な記述での回答があった。頻度(何回くらい)についても、「数えきれない」「度々」「頻々」「多数」「無数」「何度も」「複数回」など、まさに「日常的」であることを表す記述が多くみられた。

問 1－3 どのような状況でしたか？（複数回答可）

Q1-3	状況				
女→女	28	大人→大人	24	仕事・職場	47
男→女	51	大人→子ども	16	地域	15
男→男	13	子ども→大人	3	学校	15
女→男	9	子ども→子ども	13	家庭	12

その他の記述では「子育ては女性の役目と決めつけられること」「就活中に」「既婚者が未婚者に／子ありが子なしに」など具体的な記述があった。

問 1－4 その時、あなたはどのように、対処しましたか？（複数回答可）



殆どの方が我慢してやり過ごしており、声をあげにくい状況がある。

問2 「差別」や「蔑視」(ハラスメント)の言動を見たり聞いたりしたことがありますか

Q2	経験	女性	男性
ある	152	102	47
ない	50	32	18

「ある」が152人(75%)で多くの人が見聞きしている。「ない」50人(25%)。

あると回答した人の男女比 女性 68% 男性 32%、ないと回答した人の男女比 女性 64% 男性 36%。

問2-2 どのような状況でしたか？(複数回答可)

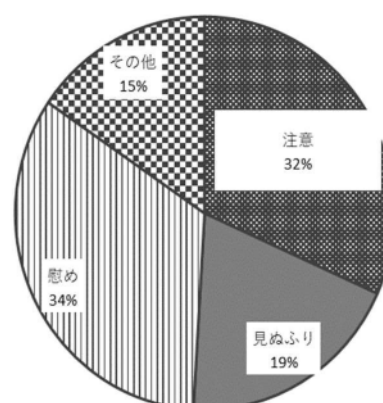
Q2-2	見聞状況				
女→女	47	大人→大人	45	仕事・職場	78
男→女	78	大人→子ども	42	地域	31
男→男	48	子ども→大人	3	学校	27
女→男	25	子ども→子ども	27	家庭	7

その他の記述では「町内会の会合で」「日本人が外国人に」「ジムで」「健常者が障害者に」「街中で」「SNSや報道で」「PTAの会長選びの時」「子どもが朝鮮・中国に対して」。日常的にどこでもあると考えられる。

問3 知人が「差別」や「蔑視」(ハラスメント)を受けているのを見たとき、あなたはどのように対処しますか？(複数回答可)

・その他の記述には

「相談にのる」「話し合う」など何らかの前向きな反応をしたいという回答が17人、「ケースバイケース」「その時になってみないとわからない」という回答が17人、「何もしない」「言えない」が6人など複数の回答があった。



3、市民活動団体アンケート

(1) 川崎市地域女性連絡協議会

団体設立の目的	戦後、新しい国づくりに女性も力を合わせて取り組むとともに、教養を高め、自立した女性を目指すことを目的とした。
主な活動内容	地域町内会婦人部としての活動、社会福祉協議会との協力による「ひとり暮らし」高齢者への食事提供と見守り、平和に関する講演会の企画等
設立活動後、活動対象や地域に対する効果や変化	名称を当初の川婦連から川女連に変更し意識変革を促すとともに、当初は多数の会員がいたことで全市に向けた大型の公演会等普及啓発に効果が発揮された。現在はテーマを絞って課題解決の力をつけ、地域や家庭に地道に還元する活動を行っている。

ジェンダーなどの権利について学習機会	市男女共同参画ネットワーク会議への参加による研修等のほか、平和のつどい主催に伴う学習、会員相互の情報共有
権利についての外部への働きかけ	広報紙の発行や講演会による情報発信
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う活動の変化（課題、今後の展望）	多くの人が参集する形での講演会等は中止、理事が集まる機会を活用して役員のための講演会に切り替え学習の機会確保。今後についてはリモートの活用にも挑戦していく。
設立当時と現在の変化（課題やメンバーの意識）	以前は決まった行事を前例に倣って行うことが当たり前となっていたが、現在は状況を踏まえ、無理をせず実施できる方法を自発的に工夫している。
行政との連携について（内容・状況、課題）	活動内容・取組課題によって行政の各部局と必要に応じて連携・協働している。会員数減少への対応と今後の取組についても相談・連携したい。
これからどのような活動をすれば権利について市民や行政の周知が広がると考えますか	身近な問題であるという当事者意識を持たせること。市民・女性団体・専門家・企業・行政の協働が求められる。

（２） 川崎の男女共同社会をすすめる会

団体設立の目的	男女の社会的・文化的に作られた性別による差別をなくし、男女共同参画社会を作ること。ジェンダー平等をめざして、学習や講座開催等の活動を行う。
主な活動内容	一人一人の人権を守り、貧困や格差をなくしジェンダーの視点から講座や学習会を実施し、問題解決のために市民とともに考える場を作る。
設立活動後、活動対象や地域に対する効果や変化	自分たちが企画・実施した講座の内容において、男女共同社会やジェンダーの視点に関心をもつ川崎市の個人や団体のメンバーと一緒に、様々な問題や解決の方法を考える機会を持つことができた。
ジェンダーなどの権利について学習機会	ジェンダーの視点による問題提起などを行うとともに、すすめる通信を発行し、会員との共有を心がけている。
権利についての外部への働きかけ	川崎市男女共同参画センターの協働事業に応募「労働者派遣法」「ハラスメント」「非正規シングル女性の現実」など女性の働き方における人権をまもるための講座を企画・実施。
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う活動の変化（課題、今後の展望）	少数の会議は極力集まり相談し、通信内容などはメールのやりとりで検討した。しかし、会の事業としての講座や学習会など一般からの参加者を募る企画は立てられなかった。
設立当時と現在の変化（課題やメンバーの意識）	「国連女性の10年」「女性差別撤廃条約」の批准への国内の動きの中で会が誕生。「婦人」→「女性」へと意識とともに言葉も変化。「女性の権利は人権」、男女平等→ジェンダー平等、性の多様性を認める社会、「ハラスメント」を許さないという動きもスタンダードになっている。ジェンダーの権利など課題は変わらないが、社会構造や環境変化など、より課題が個別化し深刻さを増している側面もある。
行政との連携について（内容・状況、課題）	川崎市が主催する男女共同参画のフォーラムなどに参加。男女共同参画を身近に感じてもらうために、市民館等で実施する男女共同参画学習の機会が多くなるとよい。

これからどのような活動をすれば権利について市民や行政の周知が広がると考えますか	ジェンダー平等の実現は世界的な動き。自分たちも学習しながら、いろいろな機会を生かし、課題の解決に向かって一緒に活動したい。通信発行やイベント参加等の情報発信にも力を入れたい。
---	---

(3) NPO 法人ままとんきっず

団体設立の目的	子育て支援を必要とする親子や関係者に対して、様々な支援活動を行い、男女・年齢・立場を問わず、子どもの未来に希望を抱き、子育てが自然にできるような関係づくりに寄与することを目的として事業を行う。
主な活動内容	子育てに関する情報収集と提供、子育てに関する相談、親子のつどいの広場、子育て支援に関する講座・研修等の企画運営、子育て関連サポート、講師等派遣、子育てに関する調査研究・啓発、子育てに関するネットワーク運動への参加、子育て関連団体に対する支援・助成と共催。
設立活動後、活動対象や地域に対する効果や変化	母親たちが、子育て支援をボランティアではなく仕事として考えるようになった。保護者が子育て支援を利用することにためらいや遠慮が減り、積極的な利用が増え、また、その中から支援者になる人たちが増えた。行政との協働が進んだ。
ジェンダーなどの権利について学習機会	特になし
権利についての外部への働きかけ	子どもの権利については子育て支援者養成講座（多摩区協働）内で学習。また子育て支援センター等でパンフレットを配布。女性の権利について、以前は講座内で触れる機会があったが、最近は講座自体を開催していない。同じく父親の育児参画を促す講座「多摩区親と子の育児園」を過去に多摩区との協働で実施していたが、行政の都合で中止となった。
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う活動の変化（課題、今後の展望）	直接対面式の活動が制限され、一時は休止した。現在は定員制を設けること及び基本的な感染予防対策を行い実施している。講座録画を配信している講座もある。 課題：乳幼児と保護者対象の活動は、直接対面式が重要であり、オンラインでは不十分な面があるため、制限を受けることは非常に悩ましい。 展望：コロナ禍でも子どもの成長発達に必要な遊びを提供できるようにすること。保護者の悩みに寄り添いながら、客観的、長期的な支援の可能性を探ること。
設立当時と現在の変化（課題やメンバーの意識）	設立当初とはインターネットの環境が格段に違い、スマホ、SNS など情報ツールの扱い方が大きく変化した。個人に伝わる情報量が増え、時に偏りが見られる。 共働き家庭が大幅に増え、保育園の不足が絶えず語られる。しかし母親の負担や子育ての悩みは変わらず、社会の複雑化に伴い、子どもへの影響も複雑化し、課題は増え沈潜化していると考えられる。メンバーの意識は、あくまで保護者に寄り添い、子どもの成長を支援するという点では変わらない。より専門的な知識や経験が要求されている可能性はある。

	共働き家庭が増えるに従い、子育て支援者になる人が減り新しい支援者が育たないため、世代交代が困難になっている。
行政との連携について (内容・状況、課題)	「多摩区地域子育て情報 BOOK」作成「多摩区子育て支援者養成講座」ほか。 長年、行政と連携し、協働事業も進めてきたが、行政の施策の変更に伴い、中止を余儀なくされた事業もある。特に父親の育児参画を促すための「親と子の育児園」は地域包括ケアシステムへの移行を理由に中止されたが、それに代わるものは結局実施されないまま現在に至っている。非常に残念。
これからどのような活動をすれば権利について市民や行政の周知が広がると考えますか	女性の権利については女性自身が勇気を持って声を上げていかなければ変わらない、子育てが母親の仕事であるというような、古い考えを早く払拭するための活動を行う必要がある。子どもの権利については、学校における子どもの権利尊重を徹底して行うべき。 NPO の活動は地味だが、社会の基盤を支える意味でも長年の継続が必要。それに対する行政側の支援がなければ、継続は困難。NPO であってもスタッフの労働は無償ではなく、正当な賃金を保障する協働事業を実施して欲しい。

(4) 川崎パパ塾

団体設立の目的	同じ地域に暮らす先輩パパ達が、自身の子育て経験や地域活動を次世代のパパ達に伝え、地域に関心のあるパパを増やして、子育てをシェアできる地域社会を目指す。
主な活動内容	パパ向けの子育て講座、地域イベントへの参加
設立活動後、活動対象や地域に対する効果や変化	地域に関心を持ってくれるパパが増えてきたと感じている。
ジェンダーなどの権利について学習機会	現在まで権利について焦点をあてた学習機会は設けていません。
権利についての外部への働きかけ	これまでは実施していません。
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う活動の変化(課題、今後の展望)	オンラインで講座を開催するなど、コミュニケーションの手段が多様化しました
設立当時と現在の変化(課題やメンバーの意識)	パパの子育て講座から、地域の重要性を訴求する講座に変化してきている
行政との連携について (内容・状況、課題)	2015 年までは中原市民館の「市民自主学級」講座として、2017, 18 年は市民活動センターの登録団体による講座としてそれぞれ助成を受け活動をしてきたが、2019 年から自主財源による活動。助成金による講座では講座の自由度が限定されることがあり、また団体の存続には自主財源・自主的な組織運営が不可欠と考えたため。運営拠点、講座の会場としての場所の確保が継続的に課題となっている。
これからどのような活動をすれば権利について市民や行政の周知が広がる	パパの子育ては 2 人目のママになることではなく「ママを笑顔にすること、パパ自身が主体的に育児に取り組むこと」と、訴求している。また、自身の子どもだけでなく、地域のパパとして、地域に目を向けていくべ

と考えますか	き！とも訴求している。 「子育て無関心パパ」を無くしていくことが、川崎パパ塾の使命と考え、パパには子育てや、子育てを通した地域参加について経験する場所が足りていないと実感していますので、これらの活動を息長く続けていくことで、それぞれの父親、子育てのパートナーの課題が解消できるネットワークづくりに寄与できるのではないかと考えている。
--------	--

(5) ジェンクロス・カワサキ

団体設立の目的	川崎市在住の市民の協働で世代を超えてジェンダー平等の重要性を広める。
主な活動内容	ゲストを招待したイベントを通じて、男女共同参画や川崎市議会議員の男女比率等のテーマへの理解と参加者との対話の場づくりを実践。ジェンダー平等に関するモヤモヤを可視化するワークショップや、子どもも大人も楽しめるマテリアル（冊子やカード等）制作を市民参加型で行うことを企画中。
設立活動後、活動対象や地域に対する効果や変化	立ち上げ時から注目を実感。立ち上げから半年で、高校生から 70 代まで延べ 170 名以上の方がイベントに参加。地域における当事者意識の共有や世代を超えた盛り上げに貢献した。川崎ローカルの若い層が立ち上げたジェンダー平等アクションに期待が集まっていることを感じている。
ジェンダーなどの権利について学習機会	SNS を活用し後から入ったメンバーも今までの経緯や情報共有・発信、オンラインでの雑談が気軽に行いやすい仕組みを準備し、意見交換を行って考えを深めている。 また、自分たちが学びたい・知りたいテーマを設定しゲストを招待してイベントを企画・開催しており、活動自体がメンバー同士の学びの場とも言える。
権利についての外部への働きかけ	自分たちが学びたい・知りたいテーマを設定しゲストを招待してイベントを開催しており、そこに市民を巻き込むことで、私たちを含め市民が自分たちごととして問題を考え行動するきっかけを与える働きかけをしている。ジェンダーと政治は身近なテーマであると考え、川崎市議会議員をゲストに招待するなど、政治が身近になることを心掛けている。
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う活動の変化（課題、今後の展望）	コロナ禍の最中に立ち上げたため変化についてはなし。 課題：オフラインイベントとオンラインイベントの快適なハイブリッド開催（と感染対策）、オフラインイベント開催時の場所探し、メンバー全員本業は別にあるため、活動時間を捻出するための各種効率化・分業体制、男性メンバーの獲得、継続して活動を続けるための資金獲得 今後の展望：ゲスト講演のイベント開催だけでなくワークショップや参加者との積極的な対話会の開催、イベントやワークショップを通じて得た知見を活用した啓蒙ツール（冊子など）の制作、市内全域で活動を行うために全ての区から最低 1 名以上のメンバー獲得
設立当時と現在の変化（課題やメンバーの意識）	設立時から基本メンバーの関係性はフラットで、自身がやりたい企画を率先して取り組む自主性重視の「参加型」を実践。各自のスキルを活かし、デザイン・写真・動画・広報・アートなどと結びつけながら、それぞれが「できるタイミングでできることをやる」スタンスで、楽しく無理なく参加しやすい市民活動の形を模索している。
行政との連携について	設立直後にかわさき市民活動センターが実施する「かわさき市民活動公益助

(内容・状況、課題)	成」に申請し、採択された。また、イベントには川崎市議会議員など身近な政治家をゲストに招待。今後も積極的に行政や政治など、公的機関との連携を行いたい。
これからどのような活動をすれば権利について市民や行政の周知が広がると思いますか	ジェンダー平等について、世代や属性を超えて自分たちごととして問題を捉え、対等な男女共同参画が行える構成員として行動できる市民を、自分たちの半径 5m から増やすには、幼少期から高齢者まで楽しく、気軽に関われる「参加型」のイベントやワークショップ、ツールが必要と考える。今後も共感と呼ぶ新しい市民活動の形を、メンバーのスキルを活かした形で既存のやり方に囚われずに模索しながら進めたい。

4、「男女平等かわさき条例」

- ・ 条例前文「男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会として男女平等のまち・かわさを創造していくため、この条例を制定する。」「市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。」

・ 令和 2 (2020) 年 12 月「第 5 次男女共同参画基本計画」

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題として、「新型コロナウイルス感染症拡大と『新たな日常』への対応」、「人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加」、「人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革」、「法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大」、「デジタル化社会への対応(Society5.0)」、「国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識」、「頻発する大規模災害」、「SDGs の達成に向けた世界的な潮流」。「男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指す。」「『男女』にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである」。

・ 令和 3 (2021) 年 3 月 第 9 期川崎市男女平等推進審議会 答申

「第 5 期川崎市男女平等推進行動計画」(以下「第 5 期計画」という。)の策定を行う令和 3 (2021) 年度は、条例制定から 20 年目となる節目の年になりますが、条例の理念である「男女平等」を取り巻く環境も変化しています。まず、性に関わる人権については、近年、旧来より取り組んできた女性の人権尊重に加え、性的マイノリティの人々の人権尊重も重要な政策課題となっています。男女平等施策の推進においては、性的マイノリティの人々も含めて、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた取組が必要です。また、条例で目指す「男女平等」については第 3 条で市の役割として「男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保」に取り組むことを位置付け、形式的平等に留まらず、「公正」な社会に向け実質的平等を確保する取組を進めてきました。しかしながら、家庭や働く場における男女間の格差や、女性に対する暴力、固定的な性別役割分担意識は社会に根強く残っています。特に、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これらの課題が顕在化するとともに、複雑かつ深刻化しています。「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という。)の原則である「誰一人として取り残さない」社会の構築に向け、男女共同参画の視点から課題解決に取り組むことが求められています。

第Ⅲ章 つながりを作り、コミュニティを広げる社会教育

「コミュニティ」という言葉は、日本では、地理的あるいは自治的な単位としての意味で使われることが多かった。しかし、近年の社会教育に関する議論では「あるテーマに関する関心や問題、熱意などを共有し、その分野の知識や技能を、持続的な相互交流を通じて深めていく人々の集団」（ウェンガーら『コミュニティ・オブ・プラクティス』）として考えられている。

この報告書に沿っていえば、たとえば第Ⅰ章の、コロナ禍により対面で会えなくなった人たちがITを活用した人々のつながりは、まさに物理的な距離を超えて「関心や問題、熱意などを共有」しようとしてつながろうとする営みである。かつての社会教育では学級・講座などを通じて人々が直接に出合い、集団を形成して活動することが多かったが、今日ではそのつながりのあり方が変わってきており、空間を超え関心を共有する人たちの集団の中にも「コミュニティ」を見出すことができる。

しかし歴史的にふりかえれば、中世・近世に形成された村落共同体や近代国民国家などの人々の集団が、豊かな文化を支え学びを深める方向だけでなく、抑圧的に働いたことも知られている。すなわち、異質とされたものを排除したり、家父長的な秩序により女性や子どもなどが弱い立場に追いやられてきたりしたことが明らかになっている。それは今日でいえば、異なる歴史・文化を持つ人々を排斥し差別するヘイトスピーチにも通じる意識のあり方である。

私たちが第Ⅲ章で考えたいと思ったのは、このような問題についてである。すなわち、人々が互いの関心を深め学びあうつながりのあり方と、他者を排除したり抑圧したりするかかわりのあり方をとらえたうえで、あらためて私たちがどのような「コミュニティ」を作ろうとしているのかを考えたいとして、この章のテーマについて話し合ってきた。

川崎市は人口が150万人を超えてなお増加を続けており、林立するタワーマンションや大規模な駅前再開発を目にすると、「新住民」—生まれ育った場所は川崎ではないが、川崎に住み、働き、子育てをしようとしている人たち—を、迎えているのだとあらためて気づかされる。対照的に「旧住民」といわれる人たちのなかでは、南北に細長い川崎の地域ごとに伝承・文化があり、それらを受け継いで、地域と結びついた息の長い営みがある。このような「新住民」「旧住民」といわれる人たちは、ともするとお互いにかかわりなく生活していたり、場合によっては利害が対立する場合もあるといわれる。流動する150万の人々の中に、新旧住民のかかわりを作り出していくことは、川崎の社会教育の課題である。私たちは、川崎にどのようなつながりを作り出すことができるのだろうか。この章を担当したグループでは、以下の二つの軸を考えた。

「産業と祭りからみるコミュニティの歴史」の項では、川崎の祭りと、沖縄との交流の歴史を取り上げる。川崎北部（武蔵国^{たちばな}橘樹郡）に伝わる神輿^{みこし}渡御や大太鼓の伝統は、府中の大國魂神社を中心とする武蔵国の文化である。武蔵国は遠く秩父にまで連なり、橘樹郡は租庸調を京の都に運ぶ交易のルートともなってきたのであり、現在の市や都県の行政区をはるかに超えた文化圏と交易圏を構成していた。この橘樹郡に講中（こうじゅう：神仏をお参りする集団）があり、大國魂神社に連なる神輿や太鼓の文化を担ってきた。近代以前の歴史において、この「講」という仕組みが共同体のつながりを作り、時には助け合う

働きをしてきたことが指摘されており、こんにちの社会教育や社会福祉に似た働きをしてきたのではないかと考えられている。また、川崎南部では、もともと若宮八幡宮をはじめそれぞれの地域の神社の祭りであったものを、1985年に連合渡御として地域全体の夏祭りに位置づけなおし、川崎大師という仏教の寺院に神輿が渡御するという神仏混合の祭りが生まれた。地域が力を合わせ、異なる文化を交流させながら地域の文化を創り出していく、いかにも川崎らしい、新しい歴史の創造である。

また、川崎は沖縄との文化交流が盛んであり、現在も「はいさいフェスタ川崎」が開催されている。歴史をたどると、沖縄から川崎の工場へと労働者が働きに来たこと、川崎でサトウキビの栽培の歴史があったことなど、産業の歴史と人や文化の移動がかかわっており、生活の基盤的なところから沖縄と川崎のつながりが深かったことがわかった。

このような長い歴史の中で培われた文化の継承と創造は、先行世代が歩んだ歴史の再発見につながり、若い世代が地域に参加することを可能にし、コミュニティのつながりを結びなおす役割を果たすのではないだろうか。祭りは社会教育の講座などと異なり、職員が企画したりあらかじめ申し込んだりするものではなく、老若男女誰もが準備にも本番にも自由に参加できる、開かれた「コミュニティ」としての可能性があるのでないだろうか。連合渡御を迎え沿道の人たちがトマトやキュウリを配る「飲食（おんじき）供養」は、東日本大震災や新型コロナ感染拡大の経験を経て、あらためて相互扶助や「供養の文化」としての意味を次の世代に伝えていきたい文化である。

次に「ふれあい館から見える地域に根ざす力」の項では、過去2期にわたり社会教育委員会研究報告書で取り上げているふれあい館に、みたび注目している。これまでは主にふれあい館と地域の人々のヘイトスピーチに対するたたかいに焦点を当ててきたが、今期はふれあい館の日常的な活動に学んでいる。桜本地区では在日大韓基督教川崎教会が中心となって、かつて在日コリアンの子どもたちが差別を受けたことから保育園が、そして小学校が作られ、同教会を母体として、ふれあい館の指定管理者である青丘社が作られた歴史を持つ。本報告書では、地域の保育園・小学校・定時制高校におけるふれあい館の多文化交流や居場所づくりの事例を紹介している。ふれあい館の事業は参加者一人一人のルーツが大切にされ、主体性が尊重されている点で、川崎市の他の事業や市民の活動について、そのあり方を確かめていく手掛かりにしていきたいと思う。また、桜本の子どもたちを、保育園、小学校、中学校、高校まで、ふれあい館の職員が寄り添い、見つめていることの意味、長い時間をかけて人の成長発達にかかわっていくことの教育的意味を学びたいと考える。

現在もヘイトスピーチなどの人権問題が起こっているが、そうしたなかにあっても、川崎の条例制定が他の自治体に広がりを見せたり、若い世代が平和的で明快な運動により差別との新しいたたかい方を作り出していることに、希望を感じるだけではなく、「コミュニティ」としての学びを見出すことができるのではないだろうか。

1 祭りの伝承と創造 — 武蔵国の祭り —

この2年間、コロナ禍により全国の祭り等不特定多数の人が集う行事が中止、あるいは規模縮小となり、地域の人々にとっては大変残念な年になってしまった。今回の社会教育

委員会議における「祭り」部門の調査報告においては、実際の祭りを視察できなかった為、過去の資料や祭礼関係者の個人的な話に基づいてまとめることとなった。まず、はじめに日本全国津々浦々の祭りに対する一般的な考え方について説明する。

「祭り」を知ることは、人々の生活、歴史を紐解くことに始まる。祭りは古来から現代まで、人々の生きる喜び、励み、活力の源になり、それぞれ地域の和と活性化にも繋がっている行事である。

人類が誕生し、太陽、星、水、風、岩、山、海、滝等、自然崇拝に始まり、全ての物に神が宿ると信じ、狩猟～農耕生活の始まりとともに「八百万の神」へ自然の恵み・五穀豊穡等、安全や人々の幸せを願う儀式が生まれた。自然や神々に感謝し、慰め、祈願する儀式としての神事行事が人々の生活に根付き、時代を超えて伝わってきたものが「祀る」→「祭り」である。

現代に至るまで、日本全国のそれぞれの地域で風土・土地柄・歴史により様々な祭りが伝わっている。慰霊や鎮魂の意味を込めたもの、先祖の供養、悪霊疫病退散を願うもの、奉納の儀など意味合いも様々で生命力やエネルギーにあふれるものであったり、民族伝統芸能の舞であったり、形は多種多様である。

また現代で言う「祭り」ではひな祭り、はな祭りなど四季折々の祭り、それぞれの自治体の行う祭り、学校行事の祭り、様々な祭りがあるが、それぞれの人々の生活や地域に密着しているものである。「祭り」はまさに人の営みを表現したものだと言えると思う。

ここで武蔵の国の祭りから現在私達が暮らしている川崎の各地域の歴史を紐解きながら、そこに根付く「祭り」に注目してみた。川崎は人口155万人、約650町会・自治会がある都市で、多摩川沿いに南北に細長く、また海から丘陵、それぞれの地域・土地柄で人々の生活・文化の違いがあり、祭りにも違いが見られる。おそらく大小何千もの様々「祭り」があると思われる。さらに学校関係のイベント、行事的な「祭り」を含めるとさらに増えると思われる。

今回はその中から歴史が古く、川崎のルーツにも触れ、地域性がわかる北部と南部の二つの祭りを調査し、それぞれの魅力と人の繋がりについて考察してみた。

(1) 北部「武蔵国大國魂神社とくらやみ祭」と「橘樹郡北部の講中と大太鼓（御先拂太鼓）」

ア 「武蔵国大國魂神社とくらやみ祭」

武蔵国は大化の改新時、三国合併（胸刺国（むなざしこく）¹⁵、牟婁志国（むろしこく）、知々夫国（ちちぶこく））により造られ、国府は現在の府中に置かれた。国府の長官である国司は祭政一致の時代、国の人々が豊かで平和な暮らしが出来るよう、国府の中にある大國魂神社（111年5月5日創建）の神（大國魂大神）に祈った。大國魂神社は「武蔵総社」と呼ばれ、各地の主な六つの神社の神様も一緒に祀られるようになった。

また、くらやみ祭の由来は平安時代末頃の例大祭神事の風習からとされる。

御神体や御本体は幕で覆って外見を遮断し、深夜に動座することで神を崇めた。当時府

¹⁵ 胸刺国：3～7世紀の多摩川を挟んだ東京・川崎・横浜から上流の地域、國造（くにのみやつこ）のこと

中の家々の灯を全て消し、渡御を行ったことから「くらやみ祭」と言われるようになった。
例大祭の日程は毎年4月30日品川海上御祓払い式に始まり5月5日の神輿発御（神輿8基
大太鼓6張）や5月6日の鎮座祭まで古代武蔵国からの古式神事と多彩な演目行事（21）
が行われる。

イ 「橘樹郡北部の講中と大太鼓（御先拂太鼓）」

武蔵国の二十一郡の一つである橘樹郡、北部の各地域（現在の多摩区、宮前区、麻生区、
高津区）の村人達は大國魂神社の講中として「くらやみ祭り」に参加した。（二十一郡は下
記の通り）講中組織として、神輿は御本社、二之宮、四之宮、六之宮、太鼓は御本社、一
之宮、二之宮、五・六之宮に所属している。（講中各古村・部落の詳細は下記になります）
また、現在川崎北部各地域の神社、町にも引き廻しの大太鼓があり、くらやみ祭同様、清
めの御先拂太鼓として各地域の町の隅々までお払いし、祭礼を盛り上げている。また、あ
たかも地球の鼓動のような心身共に響き渡る太鼓の音は町の人々に祭りを知らせる祝砲と
して心躍らせる風物詩となっている。

※武蔵国二十一郡：豊嶋（とよしま）、足立（あだち）、新座（にいくら）、荏原（えばら）、埼玉（さ
きたま）、入間（いるま）、高麗（こま）、比企（ひき）、横見（よこみ）、大里（おおさと）、男衾
（おぶすま）、幡羅（ばら）、榛澤（はんざわ）、児玉（こだま）、賀実（かみ）、那珂（なか）、秩
父（ちちぶ）、多摩（たば）、橘樹（たちばな）、都築（つづき）、久良（くらき）（後：葛飾（か
つしか）が加入し、二十二群となる）

※神輿講中

御本社神輿：菅 片平 真光寺 古澤 菅澤（菅生） 五力田
二之宮神輿：稲田堰 久地
四ノ宮神輿：黒川 細山
六の宮神輿：向ヶ丘 登戸 長澤 永山 宿河原 長尾〈栗谷、上布田・下布田〉

※太鼓講中

御本社・一宮太鼓：菅 蔵敷 下長澤
二之宮太鼓：稲田堰 久地
五・六之宮太鼓：登戸 宿河原 中野島 長尾 土淵 西生田 東生田 東石（高石）
栗谷〈布田〉

現在、川崎北部地域の大太鼓の支部長として活躍している登戸在住の田中氏に話を聞いた。
（江戸時代、橘樹郡稲毛領にあった5村が明治22(1889)年の合併により稲田村となり、
役場があった中心的な地域が登戸であった。）

- ウ 〈五・六之宮御太鼓愛鼓会 副総支部長 田中謙次氏の話（登戸台和町会の役員）〉
・登戸地区（台和町会）の祭り・大太鼓について
登戸には現在10町会あり、町会連合会になった時に「登戸台和町会」となる。

祭りについては地域農作物の収穫期に合わせた夏祭りの7月第1日曜日と秋祭りの9月の第1土曜・日曜日に各町会全域で行っている。大太鼓について神社に奉納するのが一般的にあるが、各町会の氏子崇敬会等には各々の太鼓を所有するところもあり、台和では昭和7(1932)年、神奈川県橘樹郡稲田村字登戸が登戸町になったお祝いとして大太鼓を作成した。その後、平成24(2012)年4月に80周年記念として大太鼓を新調し、近隣小学校の体育館にて各地域や学校の方々をまねき御披露目式を盛大に行った。その後、近隣中学校の創立30周年記念式典、祝賀会では地域の太鼓の代表として台和の大太鼓を運び入れ生徒達が主役で“迎え太鼓”を打ち、学校と地域が一体となり、30周年記念行事を盛大に行った。台和町会は子供会、青年部、婦人部、朗生会他専門委員組織があり、祭りに関しては祭礼部(太鼓講中)がある。年2回の祭りでは子どもから老人まで男女隔たりなく新しい居住者・若い世代の人達と共に交流できる一大行事となっている。

・大國魂神社講中と五・六之宮御太鼓愛鼓会について

太鼓は講元が仕切るが、昭和48(1973)年に講元が役割を返上したことがあった。その後「支部」制度組織となり、初め25人の講中が現在500人となる。(会費制で運営)

明治11(1878)年より大太鼓を作ったが、大正時代以降、各地で太鼓の大きさを競うようになり、「日本一の見せる太鼓」となった。太鼓に乗っている人は“警護提灯”をかざし、“そーれいー”という掛け声と共に太鼓を打つ人に打つ場所を教えている。太鼓打ち手のばちの持ち方は「平撥(ひらばち)」と「本撥(ほんばち)」があり、「七回・五回・三回」の数を左右交互に打つ。そして最後に礼をする。このばちの持ち方は川崎の長尾講中の人が府中へ広めたとされる。

・川崎のシルクロード・その他

国府としての大國魂神社のくらやみ祭りでは古くから市がたち、武蔵国として各地域の郡より「租庸調(そようちょう)」が集められ京に送られていた。その為、橘樹郡は古代から海と国府の南北をつなぐ道(府中街道)を造り、二ヶ領用水も開削し、一帯を農業・穀倉地帯として開発し、さらに発展しあたかも橘樹郡のシルクロードのようであった。

橘樹郡の名産とされる梨の栽培は江戸時代に、桃の栽培は明治時代に南部海沿いの大師河原村や田島村から始まり北部稲田村まで広まった。(発祥ルートは他説有)

登戸台和では、以前は毎年小正月(1月14日)のセイノカミ「どんど焼」(ホーロク形)道祖神の火祭りを行っていた。祭り・太鼓は登戸地区の人々にとって、日本の良き伝統文化に接する機会であり、地域の和と活性化に繋がっている。この魅力を世代の多くの人達へ伝えていくことが重要である。



〈参考資料〉

五・六之宮御太鼓愛鼓会 記念誌
 会報「大國魂」掲載記事特集（200号記念）
 大國魂くらやみ祭展示解説シート
 くらやみ祭（光村教育図書）
 武蔵総社大國魂神社五月例大祭絵巻
 小平市立図書館こどもきょうどしりょう

大國魂神社くらやみ祭
 （例大祭御先拂太鼓）

次に海沿いの文化のもとに生まれ、市内で最も多くの神輿が出る南部、武蔵国橘樹郡大師河原村（大師地区）の御山入り連合渡御を調べてみた。

（2）南部「大師河原総鎮守 若宮八幡宮 夏祭神輿のお山入り」

若宮八幡宮の歴史は江戸時代以前、武蔵国橘樹郡大師河原村一帯の地域を塩田や畑に開拓した際に人々が治水・干拓の守護神を鎮守として崇め祀ったことに始まる。

神輿のお山入りとは、総鎮守である若宮八幡宮へ神輿が参集し、一斉修祓を受けた後、川崎大師（金剛山金乗院平間寺/開創1128年開基：孫尊賢上人 創建功德主：平間兼乗）へと神輿を渡御し、加持祈禱を受けることを言う。

昔の各地域の祭りは主に秋の収穫期に神輿渡御を行っていた。その後、昭和60(1985)年に当時の宮司の発案により、中町町内会が中心となって観光協会の後援を受け、8月第1日曜日に町を盛り上げる夏の風物詩・地域全体での活性化行事として、連合渡御を行うことになった。それがお宮とお寺と町が一体となった神輿のお山入り渡御である。

各町会により異なるが、盛大に行う表（陽）の年と、やや控えめに行う裏（陰）の年がある。連合渡御の内容は、土曜日は各町会の神酒所祓い・神輿御霊入れを行い、各町内一円を渡御する。日曜日は早朝から各神酒所を出発し、若宮八幡宮へ参集する。氏子総代の挨拶、川崎古式消防記念会（四番組）による出発木遣り、氏子総代会長による出発発令、川崎大師修験護法会山伏三声（法螺貝）の順に行い、神社のお囃子を先頭に、猿田彦、役職の人達、宮司以下神職、各町会の大人・子ども神輿（最大28基）の順に出発する。

猿田彦や役員の袴姿などは恰も時代絵巻のようなどこか懐かしく、町全体が真夏の熱気と活気に満ち溢れた壮観な渡御となっている。お山入り後も各町会を廻る渡御が行われ、大師地区全体の至る所で祭り一色となり、老若男女が日本の伝統文化を楽しむと共に、地域の人々との絆や繋がりを築いている。

神輿の担ぎ方は、一般的な「江戸前」以外に大師という土地柄、海に近いこともあり、左右を揺さぶる「ヨコタ担ぎ」や湘南地方に多い都々逸甚句の唄（7, 7, 7, 5）に合わせたりズミカルな「どっこい担ぎ」などが見られ、観光として一般見学者の人たちも楽しむことが出来る。

※大師地区に所在する八つの神社：水神社、神明神社（川中島）、神明神社（塩浜）
稲荷神社（塩浜）、稲荷神社（田町）
汐留稲荷神社、巖島神社（出来野）
巖島神社（田町）
境内社：金山神社、藤森稲荷神社、大鷲神社

〈参考資料〉

川崎大師についてHP 川崎区の宝物シートHP 若宮八幡宮夏祭り、連合渡御資料
若宮八幡宮 宮司：中村氏他2名による解説・インタビュー

大師地区の多数の町会の中から、古くから半纏・手拭い・着物など扱っている染物店の店主であり、祭り以外に多方面に繋がりのある東門前町在住の小林氏に話を聞いた。

ア 〈東門前一・二丁目町会副会長（祭礼担当） 小林伸光氏の話（かわさきマイスター 染めもの伝統工芸師）〉

・新居住者・若い世代とのかかわりや女性の参加と子供神輿・山車（太鼓）について

東門前では地域外の新しい人も歓迎している。ただし「担ぎ屋」（趣味で神輿をかつぐ人、集団）と言われる人でその土地の風習や信仰というものには無関心で、ただ神輿を担ぎ、我が物のように仕切ってしまう人が見受けられる。全国どこの祭りでもよくある問題のようだが、東門前では神輿会の組織を作り「会費制（維持費）」で運営し、町会と神輿会が了承した親睦交流のある団体や個人を招待している。また、女性の参加も歓迎しており、会員の中には神輿の極意を心得、担ぐルールから渡御の習わしまで熟知されている頼もしい女性会員の方もいて、木頭・渡御巡行・調整役等担当してもらっている。子供神輿・太鼓山車渡御では花道を作り、子ども達は神輿に触れるだけでもよく、街中が笑顔であふれ、楽しく参加して来年も是非来たいと思ってくれればいいと思う。そして、「飲食（おんじき）供養」といって沿道の住民が飲み物・トマト・キュウリ等を提供している。

・染物伝統工芸師として思うこと

大正元年より大師河原村にて祖父の時代に半纏紺屋「港屋」を創業し、現在私が3代目となる。昭和56(1981)年より家業の京染店の傍ら“藍”の魅力に惹かれ、独学で趣味として藍染めを行っていた。

藍染めは人類最古の染物で、古代、西アジア（インダス文明）で発祥し、中国、朝鮮を経て、1500年前頃日本に伝わったとされる。藍染めは古代より神様へのささげものとして宮廷で使用されていた。また、藍染めは抗菌・防虫・防臭効果があり、皮膚病、アトピー

などにも有効とされる。その為、一般庶民にも人気があり、作業服から高級衣装まで大変愛されたものであった。そんな奥深さに魅了され技法の研究を重ねた。今では独自の製法として絶対失敗しない「小林式藍染」を編みだした。現在、かわさきマイスターに認定され、川崎市中学校道徳教育推進授業・市内小中学校の職業体験推進授業・ままとんきっずの体験授業等、子どもから大人まで多くの人に教えるようになった。また、神奈川県中学校校長会会長と共に文部科学省「道徳教育推進全国大会」にも出席。今後も世界に誇れる日本の伝統文化・工芸として「祭りと藍染（ジャパンプルー）」を子どもから大人まで多くの人達に魅力を伝承していきたいと思う。そして、地域の行事・祭りを通して、その土地と風土、土地柄、歴史に興味を湧き新たな発見を見だし、知ること・学ぶこと・参加体験することの楽しさや人と地域の繋がり大切さも伝えたいと思っている。



若宮八幡宮 夏祭り “神輿のお山入り” (川崎大師)

(3) 産業の変化と文化の交流—沖縄民俗芸能—

川崎市と沖縄との関係は長い歴史を持つ。大正8(1919)年川崎区富士見町1丁目に富士瓦斯紡績株式会社川崎工場が作られた。その時若い女性を全国から募集した。その中で最も多かったのは沖縄から来た人たちであった。その後この女性の親類縁者が移動し、近くに住むようになりコミュニティを形成した。同時に沖縄の男の人でも近くの日本鋼管に勤め益々そのコミュニティは大きくなっていった。川崎区の近くに沖縄の人々が住む所が多く生まれ、それに伴い沖縄の食・芸能・文化ももたらされた。

しかし、不幸にも第2次世界大戦で沖縄は唯一の本土決戦の場所となり、多数の軍人・民間人の犠牲を孕み昭和44(1969)年本土に復帰するまで本土との交流は少なかった。しかし、その間でも、川崎の沖縄県人会を中心に沖縄本土と在住の沖縄出身の人々の交流は進んでいた。

平成に入り川崎区の映画街のミスタウンで「はいさいフェスタ川崎」が企画され、沖縄の食・芸能・文化の催しとして、毎年1回開催されている。通算20回を数え参加者も毎年20数万人になり、国内で最大の沖縄関係の催し物として知られている。

永六輔氏のTBSのラジオ番組で聞いた。川崎出身の歌手坂本九氏と京浜東北線の車内で会い、川崎駅の広場にある「石敢當」(いしがんとう)へ案内されたことを語っていた。晩年坂本九は福祉事業に関心を示し「北海道」から福祉施設を訪問し出していた。順次全国の福祉施設をまわり最後に沖縄の福祉施設を回り終えたら最後にこの「石敢當」にいて

報告するのだと案内された。そして川崎と沖縄の結びつきを力説していた。ちなみにこの「石敢當」は昭和34(1959)年沖縄に大きな台風がありそのお見舞い金として川崎市議会が超党派で贈り、その返礼として沖縄の厄除けの「石敢當」が送られたものである。

前回の社会教育委員の冊子を作るに当たり市民劇「日本民家園ものがたり」のビデオを参考に見たが、その中に民家園の創立に当たり沖縄料理の店が重要な舞台になっている事を知り改めて川崎と沖縄の結びつきの深さを認識した。

2 「ふれあい館」から見える地域に根ざす力

(1) 「ふれあい館」の複合機能と現在

これまでの研究報告書では、多文化共生をめざす社会教育施設としての歴史と意義に注目し、「ふれあい館」が果たしてきた役割について論じてきた。「平成28・29年度報告」では、①人権を守る、②多文化共生の接点と視点から、「平成30・31(令和元)年度報告」では、①ヘイトスピーチ激化の現状とふれあい館、②川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例制定直前とふれあい館の活動の視点からの研究報告がなされた。

「ふれあい館」が有する社会教育施設としての価値や意義は、俗にいう「多文化共生」にとどまらない。地域に根ざし、コミュニティを形成する社会教育施設として多角的な実践を展開している点も「ふれあい館」を捉える上で重要な点である。「ふれあい館」では、コロナ禍で他の市の施設が閉館ないし制限される中、地域の外国人労働者のための「識字活動」や、その子どもたちのための「保育活動」を継続的に行なっていた。また、「ふれあい館」の社会教育施設としての多角的な展開としては、①学校教育と連携した小中学校での「人権教育」、②定時制高校での高校内居場所作り（「ぼちっとカフェ」）の運営、③地域住民の居場所となる交流、支え合いの行事活動などがある。

今回はこうした複合的な機能を持ち、地域に根付く社会教育施設としての「ふれあい館」の役割や意義について調査研究を行った。その内容は、川崎市内の他の社会教育施設のあり方や運営の仕方に大いに参考になるものである。また、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定から2年が経った現在、ヘイトスピーチの現状と課題に調査報告する。ヘイトスピーチは現在もなお継続しているが、他方で新しいヘイトスピーチに対する批判や抵抗の動きや広がりがあることを報告する。

(2) 学校教育とふれあい館の関わり

ア 小中学校とのかかわり

昭和59(1984)年から桜本小学校、東桜本小学校のそれぞれの運動会に、桜本保育園の子どもや、地域の若者たちが参加し、農楽（ブンムルノリ）の出し物を披露するようになった。平成22(2010)年から桜本小学校と東桜本小学校は統合され、さくら小学校が開校されると、それは、150人を超える子どもたちや教員が参加する壮大な運動会の演目となり、地域の人びとの楽しみになっている。

また、さくら小学校の「ふれあい祭り」では、学校に通う多様な外国の文化を子どもたちが調べ発表をする学習機会が設けられている。「ふれあい館」に集う人びとだけでなく、広く外国にルーツをもつ地域の保護者にインタビューを行い、人間的な交流を重ねながら

多文化共生・人権の意味や価値を体感する教育実践である。さらに、3年生の総合的な学習の時間では、子どもたちが「ふれあい館」を訪問し、設立の経緯から活動の実態について探究的な学習を行っている。誰もが力いっぱい生きられるために、差別がなく共に生きる社会の実現の意義を、こうした学習を通じて子どもたちは掴み取っている。ここには、学校教育と社会教育の有機的な結合が「学びあうコミュニティ」を成立させている。

桜本中学校では、日朝・日韓友好同好会の活動として「桜華祭」にて農楽をアレンジした現代音楽の「サムルノリ」の発表が続いている。学校のなかでチャンゴの音が響き、小学校で経験した子どもたちが、中学校でも続けて参加してくる。こうした文化行事は、長く続けていると、異文化理解という文脈が希薄になり、パフォーマンスとしての技術や精巧さに評価が移りがちである。しかし、桜本中学校での取り組みは、そうした弊に陥らず、文化を生きている人たちのことを知り、考えることにつながるものの価値や大切さを伝えながら、地域と学校とが連携し、民族文化を学びあう協働実践が続けられている。もっとも、一昨年のコロナ禍でこうした活動は休止せざるを得なかった。一刻も早い収束と継続が求められている。

平成2(1990)年頃から「ふれあい館」の独自事業として始まった「民族文化講師ふれあい事業」は、平成9(1997)年からは市教委との協働事業として行われており、20年以上続き、今現在も継続している。要請に応じて、川崎市内の各学校に講師派遣や教材の貸し出し、指導援助をおこない、子どもたちを対象とした多文化共生教育の展開に寄与している。平成19(2007)年までに延べ550校以上の学校を訪問し、以降の10年間、多少の変動はあるものの、年間40校から50校の小学校を中心とした学校現場を訪問し、主に韓国・朝鮮の遊び・ことば・楽器体験・衣装着付け体験をワークショップ形式の授業を行っている。

近年は学校入学時の児童・生徒の情報からは、本人が外国につながるかどうかを判別することは難しい。保護者のルーツも多様化している。しかし、児童・生徒本人とのやりとりから様々な情報を得ることができ、そこから、本人がどの国にルーツがあるのかが判明することは多い。また、ワークショップでの授業終了後に、児童が自らのルーツについてカミングアウトしてくることもある。「民族文化講師ふれあい事業」の主催者としては、そうした時には、教員または学校側でしっかりと彼らの思いを受けとめて欲しいと伝えている。生徒・児童がまわりの大人(教師)を信頼し、自らの生きがいを発信することは、チャンスやきっかけになるということも重ねて伝えている。さらに、「民族文化講師ふれあい事業」は、外国につながる児童を優遇するという意味ではないと担当教員には伝えている。

つまりは、単なる文化の紹介にとどまるのではなく、子どもたち自身がすぐ隣にある「ちがいがい」と出会い、気づき、自らのルーツを肯定的にとらえるきっかけを作ることが、「民族文化講師ふれあい事業」の目的である。こうした目的は、様々なワークショップ形式の中で携わったすべての人間の手で紡がれ、磨かれていったものである。

子どもをとりまく課題がコロナ禍の中で表出している。「ふれあい館」は学校、行政と丁寧な連携することで、あらゆる子どもたちの尊厳を保障し、社会的なつながりのなかでその成長と発達を豊かに保障する重要な役割を果たしている。

イ 高校一校内の居場所作り

ふれあい館と学校教育との関わりという点で、市立川崎高校定時制で取り組まれている居場所づくり「ぼちっとカフェ」を逸することはできない。「ぼちっとカフェ」は、現在、注目を集めている「校内居場所カフェ」の取り組みである。「校内居場所カフェ」とは、学校内の空き教室やオープンスペース、図書館などで、在校生に対して飲み物や軽食、お菓子などを無料で提供するものであるが、単なる無料の喫茶店ではなく、生徒にとっての「居場所」として機能することが期待されている。

その先駆けは大阪府西成高校で、平成24(2012)年度に事業が開始された。川崎市は、そうした動向をいち早くキャッチアップし、平成26(2014)年10月から川崎市の健康福祉局の予算を活用し、「ぼちっとカフェ」が始まった。平成28(2016)年度からは川崎市教育委員会の管轄となり、館はその事業運営に携わっている。

コロナ禍前の「ぼちっとカフェ」は、ほぼ毎週金曜日、夕方5時から10時まで開いていた。コロナ禍の現在では飲食の提供ができないため、カフェではなく、フードパントリー（食糧支援）の取り組みがなされている。

川崎高校の定時制に通ってくる学生のなかには、中学生時代に長期の不登校経験がある者や、家計が経済的に厳しく、不安定な家庭環境で修学上の困難を抱えている者も少なくない。こうしたことから高校になじめずに中途退学を余儀なくされる場合もある。「ぼちっとカフェ」はさまざまな困難を抱えた子どもたちが、そこでくつろぐことができ、生活上や学習上の悩みを交流、相談する場所、言わば、学校でもない、家庭でもない、「第三の場所」である。

「ぼちっとカフェ」は、学校の教職員と連携し、困難を抱えた子どもの学びや育ちを支える一方で、学校内部だけで子どもの問題と向き合うのではなく、問題に応じて積極的に学校外の地域の関係機関（児童相談所や福祉事務所、生活困窮者相談センター）とつながり、問題解決に向けて子どもの生活や家庭環境を支援していく役割を果たしている。教育と福祉の交差するところに「ぼちっとカフェ」の取り組みはある。

市立川崎高校と館は自転車で10分ほどの距離にある。在校生の多くは学校の近隣地域に住んでいる。そうしたことから、「ぼちっとカフェ」に参加した子どもが、館のイベントに参加し、地域社会づくりに関わる関係が、あるいはまた、館に出入りしている中学生たちが、館との関係がある学校ということで、安心して川崎高校定時制を選び、進学する関係が築かれている。

川崎高校定時制の生徒たちであるが、地域にある学校と社会教育施設が連携・協力するなかで、さらには福祉行政もそこに関わるなかで、見守られ、育てられて困難で不利な状況を克服しようとしている。最後に、こうした地域ぐるみの高校生の生活・学習支援が可能である大きな要因として、館のスタッフである鈴木健氏の存在の大きさを指摘したい。鈴木氏は啓蒙的なリーダーではなく、若者の生きがたさを内側から共感的に理解し、問題解決に向けてさまざまな人や団体、機関とつながるコーディネーターとしての資質に富んでおり、「ぼちっとカフェ」もまた鈴木氏のかかわりがあってこそ、地域コミュニティの形成の拠点となり得ている側面が大きい。

さらに今回の調査で分かったことは、この鈴木氏のノウハウを受けついだ教師によって、高津高校定時制でもNPOと組んで「桜カフェ」という取り組みがおこなわれていることである。ここでは、「居場所」としての側面を保持しつつも、「卒業後の進路」を第三者の大人

と一緒に考えるキャリア形成の場としての機能や役割が積極的に追求されている。「カフェ」の場で進路相談が行われ、カフェのスタッフと一緒に会社訪問など行うなどの進路選択の実践的な取り組みもなされている。橘高校定時制でも令和4(2022)年度からこの「カフェ」開設の動きがある。川崎市内での校内居場所カフェの広がり、それが持っている多様性と可能性を私たちは感じている。

(3) 地域との関わり—ふれあい館は地域の宝

ふれあい館は、おおひん地区¹⁶(桜本町、大島町、浜町、池上町)にとってはなくてはならない大切な場所である。先日、桜本1丁目の町内会長に話を聞いたところ、令和2(2020)年1月に脅迫文がふれあい館に届いた時に、近隣住民とふれあい館の関係者とが一丸となって協力して事件への解決に立ち向かうことになった。こうした共同的な経験を通じて、改めてふれあい館の存在やその歴史的経験を強く感じるようになったという。

ふれあい館の近隣の町内会では、ヘイトスピーチの勉強会も行われている。住民たちがふれあい館と在日コリアンの歴史や、差別や人権の問題について学んでいる。こうした地域での学びは、ふれあい館と地域住民の相互理解を深めるものであり、ヘイトスピーチを許さない地域コミュニティ形成の基盤となるものである。また、町内会館建て替えの時はふれあい館で会議をする、新築の町内会館ができるまで老人会活動をはじめ各部活動もふれあい館で行うなど、日常的な交流も盛んになっており、温かい絆がより一層深まっている。新築の町内会館ができた今でも、ふれあい館で活動を行っている部会もある。

多国籍(ベトナム・フィリピン・韓国・中国・ブラジル他)の住民が多い地域であるため、地域社会を形成する上で言語の壁が立ち上がる。だが、ふれあい館では、小学校・中学校への書類関係や学校との連絡にも気持ちよく対応してくれるスタッフが、かけがえのない存在として常駐している。乳幼児を抱える保護者にとっても、ふれあい館の充実したキッズルームは保護者と乳幼児の楽しい遊びの場であるとともに、悩み事や心配事を優しく聞いてくれたり、的確なアドバイスをしてくれたりする、育児ノイローゼにならない心のより所となっている。ふれあい館で行っている「こども食堂」については、年齢に関わらず、誰でも参加できるシステムで皆が楽しみにしている事業であり、高齢者も多く参加している。心温かい市民や団体からの食材の支援もあり、これからも地域に根づく良い活動となっていくことが期待される。

小学生から大学生まで、親に言えない悩みや相談事をいつでも優しく聞いてくれ、温かく迎えてくれる居場所である「ふれあい館」はこの地域の宝である。今、隣に住む住民との関わりが少ない地域が多い世の中において、ふれあい館をはじめこの地域は昔ながらの近所付き合いのある場所である。おおひん地区の各学校の校長をはじめ、諸先生方や地域の町内会の方々、ふれあい館の職員と密接に関わりもっていることもこの地域ならではの良さである。

「ふれあい館」を中心に学校、地域の方々と一緒に誰もが幸せになるために、これから

¹⁶ 青丘社理事長(当時)李仁夏氏が、大島・桜本の「おお」、浜町・池上町の浜に面している「ひん」の4つの町名をもじって「おおひん」と名付けた。平成3(1991)年11月、この地域の住民が一致協力して街づくりにとりくむ基盤をつくるため、商店街が中心となって、町会を巻き込んで「おおひん地区まちづくり協議会」が発足した。

も色々な行事や催しを活発に行い、心のふれあいの出来る地域になるように地域住民もまた協力していくことも求められよう。

(4) 「人権条例」制定後のヘイトスピーチの現状と新しい動き

ア なぜこの条例が制定されたのか

一言で言えば、度重なる「ヘイトスピーチ」や「ヘイトのデモ」行為の根絶という「立法事実」がその根拠である。また川崎市の行政が「多文化共生」など明確に「人権意識」を大切にし、高めてきたことも背景としてある。逆に言えばヘイト団体にとって、日本国中で何よりもターゲットにしたい地域となったのであり、余りにひどい「ヘイトスピーチ・行動」が行政の人権の啓蒙・啓発活動を越えたところで、市民より「行政の取り締まり」や「罰則規定」の声が上がった。令和元(2019)年6月に条例の素案が発表され、33日間のパブリックコメント手続きが行われた。結果、過去最高18,243通の意見が寄せられた。ほとんどが賛成もしくは補強意見であった。「日本人差別」「表現の自由」等との齟齬が無いように文言修正がなされて、12月12日市議会本会議で審議され、出席者全員(2名退出)で可決、成立。令和2(2020)年7月1日に全面施行となった。

イ 条例の肝心のポイント

改めてこの条例のポイントを考える。川崎市の弁護士で、現在ふれあい館館長ヘイトスピーチ問題の告発の弁護活動を行っている神原元氏の論稿「『川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例』の意義と課題」(『住民と自治』2020年10月号)によれば、「本条例の画期的意義は、なにより一定の制限付きではあれ、ヘイトスピーチに刑事罰を科す道を開いたこと。その意味はなにより、ヘイトスピーチが犯罪たり得るほどの重大な人権侵害であることを社会的に宣言する効果」にあるという。ただし、「ヘイトスピーチ問題の根源には、在日朝鮮人・韓国人に対する、日本社会の抜きがたい差別」が存在しており、そこには「歴史認識や戦後補償を巡る緊張関係」が絡まっているという。ヘイトスピーチを問うためには、成人の確かな歴史認識も必要であり、社会教育における積極的な平和学習、近現代史教育の取り組みが求められる。

ウ ふれあい館や周辺学校への爆破予告脅迫文事件の核心

ここで令和2(2020)年1月に起きた「ふれあい館へと周辺小中高校への爆破脅迫状」事件について簡単に触れたい。この事件の核心部分から、ヘイトスピーチ問題の社会的根源が見えるからである。以下では、『神奈川新聞』(2020年6月16日)の石橋学記者の記事を抜粋しながら、事件の真相と課題を記す。

1970年代半ば頃、川崎市の職員である在日2世の方が「差別から隠れる生き方は止めよう」と決意し、日本名から民族名を使いたいと相談した。ある同僚からは「朝鮮人は怖い。韓国・朝鮮名を名乗るなら一緒に働きたくない」と言われ、今回、ふれあい館や周辺学校への爆破予告脅迫文事件を起こした本人からも、「韓国人として生きていくなら、韓国に帰れば良い」との暴言が吐かれた。このような「差別発言」事件を重大視した市は、まず事実確認を行い、次に差別発言した者とその上司である局長が謝罪することになった。さらに、再発防止の助役名の通達が出され、全局員の研修もまた行われた。その後、在日2世

の職員と暴言を吐いた職員のあいだでは、和解し、酒を酌み交わすこともあったと言う。

それから26年後、当時の差別発言をした元職員が事件を起こしたのである。この事件について、「終わった問題と考えていたのでまさかと思った」、「差別は取り繕うだけでは解決しない。自分のしたことがなぜいけなかったのか向き合わず消化不良に終われば逆恨みにつながる」と在日2世の職員は感想を述べた後、最後にこう発言した。「差別して良いと考える人を生む社会がある。研修のあり方など市の対応の不十分さが差別者を育てることにならなかったのか。条例の精神にのっとりた調査と検証、再発防止の徹底を望む。」

この最後の発言は、市当局は当然として、共生社会をめざす川崎市に生き、社会教育に関わる私たちにも突きつけられた重い課題である。

エ ヘイト団体の新たな手口と常態化

露骨なヘイトスピーチこそなくなったが、条例制定後も「ヘイト行動」が止むことは無い事実がある。ヘイト団体は、条例の撤回に的を絞って、「表現の自由を侵す」「日本人が差別される」など主張して、条例以前にもまして街宣活動を活発化させている。場所も「川崎駅前」をはじめとして、「武蔵小杉駅前」「新百合ヶ丘駅」「京急八丁畷駅」「武蔵溝ノ口駅」「尻手駅」「登戸駅」「相模大野駅」へと広がりを見せている。また、最近は、ネットへの書き込みやツイッター等への書き込みというヘイト行動が多発している。ふれあい館館長である崔江以子（チェカンイヂャ）さんへの殺害予告などが続き、悪質さも極まっている。チェさんは、「差別的言動が司法の場で違法であると示されることで、ヘイト解消法や差別禁止条例の運用の大きな力になれば」との思いで、損害賠償の訴えを起こした。会見では「祖国へ帰れということばは、私にとってはいなくなれと存在を否定するもの」とも述べた。（『タウンニュース 中原区版』2021年11月26日）

オ 川崎市周辺の都県の進まない状況と相模原市への励まし

令和3（2021）年3月12日、関東弁護士会連合会が11都県のヘイト対策をアンケート調査した結果を発表した。「ヘイトスピーチ解消法」が平成28（2016）年6月3日に公布施行されたが、その後3年間の各自治体の取り組みの内容把握のためである。事後でなく事前に規制しうる法制度の構築に向けて調査研究の一環として取り組まれた。

アンケート調査の結果、条例制定は「はい」が1/11（9%）（しかも刑事罰のない理念条例）、「いいえ」が10/11（91%）、「規定検討中や記載なし」は0/11であり、極めて「不十分」な実態であった。なお、平成31（2019）年3月調査のため、この時点では川崎市の罰則規定条例は含まれていない。調査を進めた関東弁護士連合会の委員長は「国が音頭を取り、努力義務に留まった解消法から法的根拠がより明確になれば自治体も動きやすくなる」と川崎並に進めることを進言した。

川崎市の先駆けは、他都市への励ましにもなっている。ヘイトスピーチが過激になっている相模原市では、「川崎モデルを見習って罰則付きの条例を」の市民運動が昨年頃から活発になり、条例制定に向けて動き出している。現状は、相模原市人権施策審議会が、令和3（2021）年11月21日、ヘイトスピーチを行う人物・団体を認定するための第三者機関の設置を答申に盛り込むことを決めた。その上で、ヘイトスピーチを繰り返す人物・団体に対して行政処分を科す事に踏み込む趣旨を盛り込む予定である。この答申は、市長が市議会

に提案する考えでいる所まで進んで来ている。

カ 市民の新しい抵抗（駅前読書会）と広がり（大学生のネット）

ヘイトスピーチに対する市民の側の反対運動として、デモや演説などの抗議活動とともに注目したいのが「駅前読書会」という仕方での抗議活動である。これは木村夏樹さん達が、ヘイトスピーチを駅前でさせないために、不定期で本を持ち寄り、駅前で「ただ読んでいる」というスタイルで、ヘイトスピーチを行う空間を作らせないというものである。

『東京新聞』（2021年6月20日付）のインタビューで木村さんは、「今あるヘイトを止めるのは、市民だけですか。市も議会もそれぞれが動いて欲しい。ヘイトがなくなり、読書会が不要になるまで続ける」と答えている。

この他に最近の広がりとしては、専修大生田キャンパスで放送を学ぶ女子学生による市内ヘイトスピーチ問題を題材にした映像作品「ともに。」¹⁷のインターネット公開がある。

「条例が出来てから社会は変わったか」という問題意識を出発点に、「差別の問題を知り、自分に何が出来るか考えるきっかけ」をつくるところにこの映像の目的はある。ふれあい館への脅迫事件を切り口に、チェさん（前館長）、山口良治さん（町内会長）、駅前読書会の木村夏樹さん他へのインタビューなどが収録されており、「差別の現実をまず知ろう」と視聴者に優しい語り口で訴える。丁寧な作りの良い作品である。こうした取り組みもまた、ヘイトスピーチと向き合うなかで切り拓かれた市民の学びと言えるだろう。

3 わたしたちが考えたこと

1990年代に入り、グローバル化の時代のなかで日本社会はその姿を大きく変えていった。冷戦体制が崩壊し、グローバル化が進展するなかで、人びとは国際交流や多文化共生の価値観に出会うのではなく、むしろ視野が狭まり、排外的なナショナリズムの日本社会に台頭した。歴史修正主義が台頭し、日本の過去の戦争責任、植民地支配責任を問うことなく、一国中心主義的な愛国心教育が強調される潮流も生まれてきた。

日本社会における排外主義や非寛容な社会意識は、バブル崩壊以降の日本経済の停滞と崩壊が背景にある。この間、正社員の雇用は減り、非正規雇用労働者が急激に増えた。女性の貧困や子ども・若者の貧困も言われるようになった。日本社会において経済的格差と貧困が顕著となり、人びとは余裕のない競争的な生き方を迫られるようになっている。「無縁社会」ということが言われて久しいが、多様な人びとのつながりのなかで生きていくこと自体が難しい世の中になっている。

こうしたなかで、つながりを創り、コミュニティを広げる社会教育や市民活動が切実に求められている。グローバル化した時代のなかで、人種や民族、エスニシティによる差別を許すことなく、開かれた地域コミュニティをつくるには、植民地支配の反省に基づいて、現在のヘイトスピーチなどの民族差別を許さないことが求められる。そして実際に「ふれあい館」が取り組んできた地域での取り組みは、平和や人権という価値を中核においた学び合うコミュニティ形成と言えるのであり、私たちが「ふれあい館」に着目した所以であ

¹⁷ 「市民がつくるTVF事務局」で検索し、動画リストの中から「ともに。」で検索。

る。

以上の調査と議論を踏まえて、私たちとしては、以下の提案をしたい。

- ①川崎市がまとめたガイドライン施行を受けて、ヘイト行為禁止条例の早期実現を図ること。不寛容に対して寛容であってはならない。新手のヘイト行為やインターネット上のヘイト行為には、行政の責任で、「表現の自由」と「人権」の関係のより根本に踏み込んだ規制が望まれる。
- ②「ふれあい館」での取り組みや経験に学び、各市民館で平和、人権、民主主義、反差別に関する社会教育に積極的に取り組むこと。社会教育と学校教育の連携が学びあうコミュニティ形成に資するという調査結果を踏まえ、各市民館が積極的に学校と連携し、地域課題に取り組み、人的な交流を展開することが望まれる。
- ③「ふれあい館」が果たしている役割は大変大きく、その事業も多角化・多様化している。そのことが学びあうコミュニティを豊かに形成する要因となっているが、それに伴う物心の両面における負担についても積極的に行政が負う必要がある。事業への具体的な援助や職員配置を継続的に行うことは必須である。別の言い方をすれば、社会教育の公共性を安易に民間に委ねるのではなく、行政としての公的責任を自覚し、役割を果たすことが望まれる。
- ④市職員が社会教育の視点を持ち、まちづくり、地域づくりや平和、人権、民主主義、反差別の価値意識を獲得し、住民と協働するコミュニティ形成の主体となることが望まれる。定期的な人権研修や新人研修において「ふれあい館」などの社会教育施設にて学ぶことが望まれる。

おわりに一学びの継続を可能にするもの

令和2(2020)年度の社会教育委員の会議は、新型コロナ感染拡大のなかで始まった。延期や会場変更、オンラインへの移行など対面で話し合うことが困難な中で、人々が集い学びあう社会教育について研究活動を行わなければならなくなっていた。活動のテーマについて考えるときには、新型コロナの社会教育への影響を取り上げたいとする意見が多かった。またコロナ禍の中だからこそ、人々の学びやその課題を取り上げたいとする意見も多かった。その結果、①コロナ禍における社会教育の事業・施設、②オンライン化と社会教育、③ジェンダーと社会教育、④コミュニティのつながりを創る社会教育、という案が出され、最終的に①のコロナ禍についてはそれぞれのグループの「横串」として取り上げようということになり、②～④のテーマで始められたグループ活動がこの報告書のⅠ～Ⅲ章となった。

「第Ⅰ章 オンラインによる社会教育のあり方の可能性とその課題」では、コロナ禍の制約の中で一層人々のつながりが求められ、否応なくオンラインを活用していく中でそのことの是非が問い直されている。PCやインターネットを使いこなすことが難しい人々への配慮、社会教育施設のWi-Fi設備など、オンライン化の課題が明らかになる一方で、川崎市内や他の自治体・民間団体などへのインタビューから、すでに社会教育等の活動でオンラインを活用する事例も見出されている。オンライン化は人々の物理的な距離をなくすだけでなく、人々の身体的なバリアをなくしたり、新たなスポーツの可能性を拓いたりすることが分かった。

「第Ⅱ章 『ジェンダー』『ハラスメント』を考える」では、市民アンケート、市民活動団体アンケート、人権男女共同参画室へのヒアリング、男女共同参画センター（すくらむ21）へのアンケートを実施した。その結果、人々の生活実感の中のジェンダーやハラスメントが明らかになり、川崎で長くジェンダー問題に取り組む市民団体の活動を知ることができた。また「男女平等かわさき条例」をはじめ川崎市はジェンダー問題に先進的な取り組みをしてきたと評価されているが、さらに市民団体との協働、社会教育特に市民館との協働など施策の広がりが期待されている。

「第Ⅲ章 つながりを創り、コミュニティを広げる社会教育」では、川崎の祭りと、ふれあい館の取り組みについて注目した。川崎は、南部の工業地域・北部の農業地域のような地理的な広がりに加え、武蔵国の祭りや沖縄と川崎の産業・文化のかかわりのように現在の行政区を超えた歴史を見出すことができる。そうした人々のつながりと交流のなかで、差別やヘイトスピーチが行われてきた歴史にも目を向けなければならない。そして社会教育施設でもあるふれあい館は、学校教育においても多文化の交流を創出し、子どもたちの成長に寄り添いつづけていることが報告された。

今期の社会教育委員の会議では、冒頭のようにコロナ禍の社会教育への関心が高かったことから「市民館アンケート」を、また令和2(2020)年に導入された新しい制度である「社会教育士」に関するアンケートを、それぞれ市民館（館長）向け、職員向け、市民向けに実施した。「市民館アンケート」では、コロナ禍で市民館が直面した困難とその対処がそれぞれの立場から回答されており、貴重な記録となっている。また「社会教育士」は導入された直後でありほとんど未知数の制度であるが、正規職員や会計年度任用職員の人たち、

また市民からも活用への期待が示された。

これらのテーマについて、2年間、調査と話し合いを続け、原稿にまとめる過程で互いに読みあってきた。社会教育では、書くこと、読みあうこと、話し合うことが「共同学習」の具体的な方法として取り組まれてきた歴史があり、私たちの報告書もまた「共同学習」としてとらえることができる。この報告書のテーマを「学びの継続を支える社会教育—コロナ禍を背景として—」としたことは、先に述べたようなコロナ禍により学び続けることが困難な状況になったことへの危機感を反映している。そして研究調査を続ける中で、物理的な距離を越える人々のつながりのあり方や、長く一つのテーマに取り組む学びのコミュニティに出会ったことも、このテーマに込めているつもりである。

戦後続けられてきた川崎の社会教育委員の会議のこれまでの報告書を見ると、このような共同学習のあゆみが重ねられてきたことがわかるのであり、私たちがこのような「学びの継続性」に連なることができたことをうれしく思う。

しかし今期の社会教育委員の会議は、テーマに向けた研究調査だけに取り組んできたわけではなかった。令和3(2021)年11月には、川崎の社会教育の重要な施策であり伝統である平和人権講座について市民からの疑問を受けている。本報告書の第Ⅱ章でも取り上げているように「平和・人権学習」と「男女平等推進学習」を統合して20時間とするという運用により平和・人権・ジェンダーの講座が減少したのではないかと、また企画委員による企画に取り組む市民館が減っているのではないかという問題であった。これを受けて臨時の社会教育委員の会議を開き市民の傍聴を得て事務局との質疑を持ったが、課題はまだ残されている。

また令和4(2022)年1月に、川崎市教育委員会から「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめ」が示され、そこには市民館・図書館の運営について指定管理者制度の導入を視野に入れることが含まれていた。この時期は本報告書のとりまとめと重なっているため、会議の中でほとんど検討することができず、来期に継続する重要な課題とせざるを得ない。

2年間の研究調査の中で、川崎市民の活動、意識形成と施策の動向、コミュニティにおける伝統と新たな文化の創造について考察してきたが、その一方で川崎の社会教育の制度が市民館・図書館の運営について大きく変わる可能性が出てきたのである。

この報告書は、コロナ禍という制約だけでなく、私たち委員の関心と力量という「限界」をもって書かれている。そのため平和人権講座の問題や指定管理者制度の問題など、当初予想しなかった事態に向けて、提言や方向性を示すものとはなりえなかった。

そうではなく、2年間の活動を通して社会教育委員が互いを知り合い学びあうこと、川崎の内外の事例に学ぶことを経験し、話し合いの中でたいせつにしたいと確認したことを示そうとしたのであり、その一つが「学びの継続性」ということである。

コロナ禍という未曾有の困難の中にあっても学び続けることをめざす人たちがおり、人ひとりの一生における様々なライフステージの中で意識変革をめざす人たちがおり、さらに世代を超えて文化を継承し変革を続けていくことをめざす人たちがいた。そうした人たちから私たちが学んだことがらを、これからの川崎の社会教育を考えていくための手がかりとしていきたい。

資料①

＜市民館アンケートの概要＞

●概要

新型コロナの感染拡大が、教育文化会館と市民館の活動にどのような影響を及ぼしているかということを明らかにするために、アンケート調査を行った。

アンケート対象者 : 施設長、職員、利用者の3群。

アンケート実施期間 : 2021年9月28日～2021年10月31日

アンケート対象期間 : 【第一期(2020年1月～10月)】【第二期(2020年11月～2021年3月)】【第三期(2021年3月～7月)】

●設問1(三期とも共通)

新型コロナウイルス感染拡大によって、次の項目について影響がありましたか。大きな影響があったと思われる点について、教えてください(複数回答可)。

☐施設の貸し出し ☐事業の企画・運営 ☐利用者・学習者・住民の関係 ☐その他

●設問2(第一期～第三期を通して)

これからの社会教育活動はどのような形で進められるようになってお考えですか? 一番近いものを教えてください。

注) 設問1、2とも複数回答としたので合計は有効回答数と合わない場合がある

●結果概要

施設長

(有効回答 5)

【設問1】

影響があったと思われる点	第一期	第二期	第三期
①施設の貸し出し	5	5	5
②事業の企画・運営	5	4	4
③利用者・学習者・住民の関係	3	3	3
④その他	0	0	1

＜主な意見＞

(施設の貸し出し)

- ・一期は休館期間があり定期的な活動をやめる団体があった。二期以降は開館時間の短縮による影響。
- ・三期はワクチン接種会場になったため貸し出しの中止や分館利用が増えた。

(事業の企画・運営)

- ・一期は事業、企画の中止があったが、二期、三期は定員の半分程度による縮小開催が試みられた。
- ・一期は感染防止対策の観点から中止となったが、二期以降は参加者の集まりが悪く中止になる事業があった。

(利用者・学習者・住民との関係)

- ・三期を通じて連絡会議など対面での打ち合わせができない、直接会う機会の減少が報告された。
- ・職員も感染の危険から講座の開催及び運営に躊躇していた。

【設問2】

講座の形式について	回答数
講座をオンライン化していく形に	0
講座を従来の対面方式に戻す形に	0
オンラインと対面方式を併用する形に	2
講座の内容による	3

職員

(有効回答 31)

【設問1】

影響があったと思われる点	第一期	第二期	第三期
①施設の貸し出し	27	16	0
②事業の企画・運営	25	24	20
③利用者・学習者・住民の関係	18	13	15
④その他	2	3	2

＜主な意見＞

(施設の貸し出し)

- ・一期は休館もあった。感染予防対策の徹底が図られたが利用制限もあり利用者が減った。特に夜間。
- ・休館していたことで、市民の活動を行政が制限したとも考えられた。
- ・利用者に施設閉館について理解を得る必要があり、苦労した。
- ・ワクチン接種会場のため使える部屋が大きく限られた。

(事業の企画・運営)

- ・受講者同士の接触をなるべく控える運営形態。会場設営や確保の工夫。講座内容も絞られたため、ワーク等が減り座学が中心と
なってしまった。また、感染を警戒して、応募が減ってしまった
- ・二期にはWi-Fi環境が整い、一部講座をオンラインで行った
- ・緊急事態宣言・延長などで、講座の開催について何度も検討する事となった。
- ・新任職員の社会教育講座の実施する力を身につける貴重な機会を失った。そのため現在の新任職員はコロナ対策ばかりで本来の
地域の学びを通じたつながりづくりをプロデュースする力を身につけることができなかった
- ・三期はオンライン開催が様々な場面で増え、バリエーションが増えたものの、そのための注意事項が増えた。職員にもオンライ
ンの知識が必要になり、ついていけなくなっている。

(利用者・学習者・住民との関係)

- ・三期を通じて、ボランティア、団体の方との打ち合わせがしにくくなり、利用方法の通知が難しくなった。
- ・だよりやHP等を使って、来館せずに情報を得られるよう努めた
- ・休憩中など受講者同士が雑談することが少なく、つながり作りが難しく感じた
- ・五輪等のイベントとの比較をされたり実施するしないでグループの土台が揺らいだ。

【設問2】

講座の形式について	回答数
講座をオンライン化していく形に	1
講座を従来の対面方式に戻す形に	4
オンラインと対面方式を併用する形に	13
講座の内容による	20

利用者

(有効回答 31)

【設問1】

影響があったと思われる点	第一期	第二期	第三期
①施設の貸し出し	24	19	16
②グループの活動・事業等への参加	18	16	16
③利用者・学習者・住民の関係	5	4	3
④その他	0	3	5

<主な意見>

(施設の貸し出し)

- ・定員が変わったことで広い部屋を借りなくてはならなくなり、費用が増え会員の負担増となった。
- ・活動の制限を受けたが、川崎市は東京都などに比べてまだ積極的に貸し出しがあり、大変有り難かった。
- ・二期以降は施設貸し出しがあり活動が出来て良かった。
- ・二期はいつもより予約がとりやすくなったが、三期には東京都、横浜市が利用できず、その利用者が川崎市に流れてきたように
思われた。
- ・三期はワクチン接種会場となり、予約しづらくなった。

(グループの活動・事業等への参加)

- ・参加人数の減少や脱退者が出た。
- ・会場がなく、お稽古を、お休みにした、
- ・感染の恐れもあるなか、運動ができる時間も減り、イベントなども無くなり活動の意欲が激減してしまった
- ・二期は、家にいても仕方ないとか、自分に自信が持てている方は、参加出来るようになった。
- ・感染対策をよりしっかりした
- ・感染が心配で、練習が出来ず意欲が薄れていった
- ・三期のホール等ワクチン集団接種会場になったことによる大規模イベントの縮小、利用可能な会議室等の減少。総会等減少。
- ・慣れてきたようで、多少は参加できるようになった。

(利用者・学習者・住民との関係)

- ・ネット会議の多用とネット利用の不備
- ・大きな部屋使用につき、施設使用料が高くなり、利用者の会費を値上げせざるを得なかった。
- ・ワクチン集団接種会場になったことによる利用可能な会議室が少なくなった。定員が大きな室が利用できなくなった。

【設問2】

講座の形式について	回答数
講座をオンライン化していく形に	3
講座を従来の対面方式に戻す形に	2
オンラインと対面方式を併用する形に	14
講座の内容による	17
その他	1

資料②

社会教育士アンケート まとめ

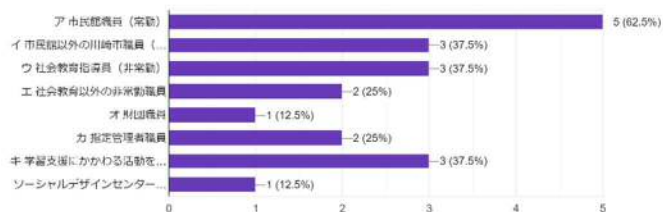
文部科学省の省令改正により、2020年度から、社会教育主事資格を取得するためのカリキュラムが改訂された。このカリキュラムを履修した人は、「社会教育士」という称号を名乗ることができる。これまでは、教育行政の専門職員として社会教育主事が配置されてきたが、首長部局（福祉・まちづくりなど）の職員や、指定管理者などの民間団体の職員も、社会教育士を活用することができるようになった。文部科学省の「社会教育士について」というサイ

トでは、「福祉×社会教育士」「防災×社会教育士」「多文化共生×社会教育士」のような分野で活躍する社会教育士が紹介されている。

川崎では、社会教育士についてどのようなとらえ方をしているか、市民館むけ（市民館長の回答）、市民館職員むけ（職員の回答）、市民むけで、オンライン・アンケート調査を行った。市民館にチラシを置いて、対象ごとの Google フォームで、2021年9～10月に回答を得た。

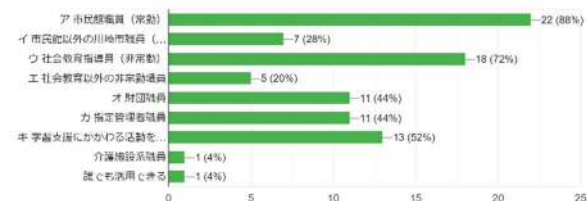
市民館向け

1. どのような働き方の人が、社会教育士を活用できる可能性があると思いますか。
8件の回答



職員向け

1. どのような働き方の人が、社会教育士を活用できる可能性があると思いますか。
25件の回答



市民向け

1. どのような働き方の人が、社会教育士を活用できる可能性があると思いますか。
16件の回答



社会教育士は、多様な分野・働き方の人が使える称号だが、資格取得に経済的な負担があったり、働きながら大学の授業を受ける時間が持てなかったりと、まだまだ取得が困難な状況がある。川崎ではどのような活用の仕方が可能か、これからも議論を続けていきたい。

【問1 社会教育士の活用】についての自由記述

- 人や団体・企業、資源・活動をつなぐコーディネートや新たな参加、交流のきっかけづくり等、ソーシャルデザインセンターに求められる様々な機能において、社会教育士の学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの専門性が活かされと思います。（市民館館長）
- 新しいコミュニティの人をつなぐ専門能力を持つ行政職員が使える。区役所まちづくり推進部に1人はいると良い。（職員）
- 学校などボランティアが活躍している場がたくさんあります。しかしグループによっては適切に活動できているか自ら図ることなく、経験によって継続的な活動を行なっています。このような場で、少し作動するだけで、活動内容は飛躍的に良くなることがあると思います。

【問3 社会教育士を取得したいか】についての自由記述

- 今、小学校や中学校で環境等総合学習の出前授業をしています、活動に深みが出て、プラスになるように思いますので、機会があれば受けてみたいと思います。（市民）
- 初任者研修等でも学んできたことではあるが、改めて体系的に学び、それを実践で生かすことで、公民館での勤務だけでなく、まちづくりに関わる等地域の力になれると考えるため（職員）
- 市役所の業務を行う上で社会教育士のスキルは役立つと考えられるため（市民館長）

令和２・３年度 川崎市社会教育委員名簿

(令和２年５月１日～令和４年４月３０日)

小林 達也	川崎市立今井小学校 校長
金子 清	川崎市立菅生中学校 校長
安藤 勉	川崎市立幸高等学校 校長
松本 圭司	川崎市ＰＴＡ連絡協議会副会長
嶋田 和明	川崎地域連合副議長
下田 良一	川崎市総合文化団体連絡会理事
丹野 典和	公益財団法人川崎市スポーツ協会事務局長
林田 奈保美	川崎市地域女性連絡協議会
遠藤 勝太郎	橘地区連合自治会 会計 (川崎市全町内会連合会)
町田 順文	初山幼稚園 園長 (公益社団法人川崎市幼稚園協会)
新井 久三 (令和３年４月まで)	川崎市青少年育成連盟理事
大津 博之 (令和３年４月から)	川崎市青少年育成連盟副理事長
篠澤 惺子	宮前区地域教育会議 議長
余郷 昌昭	市民委員
井口 香穂	市民委員
有北 いくこ	ＮＰＯ法人 ままとんきっず理事
奥平 亨	特定非営利活動法人ファザーリングジャパン
和田 悠	立教大学文学部教授
金 宝藍	地域コミュニティ・市民活動研究者
丹間 康仁	千葉大学教育学部准教授
平川 景子	明治大学文学部教授

審議経過

年月日	会議	主な審議内容
令和2年 6月25日	第1回定例会	委嘱状伝達 令和2年度社会教育関係予算及び主な事業について 市民館・図書館のあり方検討について 指定都市社会教育委員連絡協議会について
7月31日	第2回定例会	川崎市議会第4回定例会報告 今期の研究協議内容について
9月28日	第3回定例会	令和2年度社会教育委員会議専門部会開催状況報告 今期の研究協議内容について
11月5日	第4回定例会	神奈川県社会教育委員連絡協議会理事会報告 今期の研究協議内容について
11月17日	委員学習会	「今後の市民館・図書館のあり方に関する中間とりまとめ」について
12月23日	第5回定例会 (以降、オンライン併用開催)	川崎市立労働会館・川崎市教育文化会館の再編整備中間報告 今期の研究協議内容について
令和3年 1月25日	第6回定例会	今期の研究協議内容について
2月24日	第7回定例会	令和3年度市民自主企画事業・市民自主学級の実施について
3月4日	正副議長会議	今後の会議運営について
3月24日	第8回定例会	社会教育関係団体への令和3年度補助金交付について 令和3年度生涯学習推進活動方針について 令和3年度指定都市社会教育委員連絡協議会協議題への回答について 今期研究協議内容について
4月28日	第9回定例会	「今後の市民館・図書館のあり方」に対する市民意見募集の結果について 今期研究協議内容について

年月日	会議	審議内容
5月20日	令和3年度 第1回定例会	今期の研究協議内容について
7月9日	第2回定例会	令和元・2年度 専門部会報告 今期の研究協議内容について
8月9日	打合せ会議	今後の会議の進め方について 今期の研究協議内容について
9月1日	第3回定例会	今後の会議の進め方について 今期の研究協議内容について
10月28日	第4回定例会	第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画策定に向けた取組について 今後の会議の進め方について 今期の研究協議内容について
11月29日	臨時会	教育文化会館・市民館事業実施要綱及び市民館での実施事業の状況について
12月22日	第5回定例会	神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会について 今期研究協議活動のまとめについて
令和4年 2月4日	第6回定例会	「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめ」について 「(仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画に関する中間とりまとめ」について 今期研究協議活動のまとめについて
2月21日	研究報告書 編集会議	今期研究報告書とりまとめについて
3月9日	第7回定例会	令和4年度市民自主企画事業・市民自主学級の実施について 今期研究協議内容について
3月24日	第8回定例会	令和3年度社会教育委員会専門部会審議報告について 令和4年度社会教育関係団体への補助金交付について 令和4年度生涯学習推進活動方針(案)について 令和4年度指定都市社会教育委員連絡協議会の協議題回答について 「市民館・図書館の管理・運営の考え方中間とりまとめ」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画に関する中間とりまとめ」について 今期研究協議内容について

令和２・３年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書
「学びの継続を支える社会教育 ― コロナ禍を背景に ―」

令和４（２０２２）年３月発行

問合せ先

川崎市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課

川崎市川崎区宮本町６番地

電話 ０４４（２００）３３０３ FAX ０４４（２００）３９５０

Mail 88syogai@city.kawasaki.jp